

議案第 94 号

鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合の規約を変更することに関し関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

- 1 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更
共同処理する事務として、次の 2 つの事務を加える。
 - (1) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団長又は水防団員、同法第 45 条の規定による水防に従事した者及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務
 - (2) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務

- 2 鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更
別紙のとおり

鳥取県町村総合事務組合同規約
鳥取県町村職員退職手当組合同規約（昭和 36 年鳥取県町村職員退職手当組合告示第 1 号）
の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条-第 4 条）
- 第 2 章 議会（第 5 条-第 6 条）
- 第 3 章 執行機関（第 7 条-第 10 条）
- 第 4 条 経費の支弁方法（第 11 条-第 12 条）
- 第 5 章 雑則（第 13 条）
- 附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、鳥取県町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、別表第 2 の右欄に掲げる組合町村の同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、鳥取市東町 1 丁目 271 番地に置く。

第 2 章 議会

（議会の組織及び議員の任期）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、組合を組織する町村の数とし、その町村の長をもってこれに充てる。

2 組合議員が第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により管理者又は副管理者になったときは、組合議員の職を失う。

（議長及び副議長）

第 6 条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

第 3 章 執行機関

（管理者及び副管理者）

第 7 条 組合に管理者及び副管理者 2 人を置く。

2 管理者は、組合の議会において、組合を組織する町村の長の職にある者の中から選任する。

3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合を組織する町村の長の職にある者の中から選任する。

4 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者が年長の順によりその職務を代理する。

（会計管理者）

第 8 条 組合に会計管理者 1 人を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、管理者がこれを任命する。

（職員）

第 9 条 組合の事務を処理するため事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

（監査委員）

第 10 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、2 年とする。

第 4 章 経費の支弁方法

(経費の支弁方法)

第 11 条 組合の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 組合町村の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合町村の負担金の金額及び取扱い)

第 12 条 前条第 1 号の負担金の金額及び取扱いは、別に条例で定める。

第 5 章 雑則

(設立後加入町村及び脱退町村の納付金及び還付金)

第 13 条 組合設立の日後町村、一部事務組合又は広域連合が組合に加入する場合の納付金及び組合町村が組合から脱退する場合の納付金又は還付金については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、組合の設立につき許可を得た日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(職員等の引継)

- 2 この規約の施行の際現に鳥取県町村職員退職手当組合又は鳥取県町村消防災害補償組合の職員である者は、その時において組合の職員となるものとする。
- 3 この規約の施行の際現に町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の委員、委員長又は会長である者は、その時において組合に設置する町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の委員、委員長又は会長である者となるものとする。

(事務の承継)

- 4 組合は、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散する鳥取県町村消防災害補償組合並びに同日をもって廃止する町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の事務の一切を承継する。

(経過措置)

- 5 この規約の施行の際現に鳥取県町村職員退職手当組合の組合長、副組合長、会計管理者又は監査委員である者は、第 7 条第 2 項、同条第 3 項、第 8 条第 2 項又は第 10 条第 2 項の規定により組合の管理者、副管理者、会計管理者又は監査委員が選任され、又は任命されるまでの間に限り、それぞれ組合の管理者、副管理者、会計管理者又は監査委員とみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合

別表第 2 (第 3 条関係)

共同処理する事務	組合町村
----------	------

<p>1 職員の退職手当の支給に関する事務</p>	<p>岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合</p>
<p>2 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団長又は水防団員、同法第 45 条の規定による水防に従事した者及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事務</p>	<p>岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</p>
<p>3 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合</p>

議案第 95 号

鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって鳥取県町村消防災害補償組合を解散し、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に事務を承継することに関し関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

理由書

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に引き継ぐため。

議案第 96 号

鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、次のとおり鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関し関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

平成 29 年 3 月 31 日をもって解散する鳥取県町村消防災害補償組合の財産は、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に帰属させる。

財産処分するに至った経緯及び理由書

1 財産処分するに至った経緯及び理由

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）に引き継ぐため。

2 財産の状況

平成 28 年度鳥取県町村消防災害補償組合決算見込

平成 28 年 10 月 31 日現在

歳入

(単位：千円)

款	予算額	収入済額(4～9月)	予定額(10～3月)	差引額
第1款 負担金	11,776	11,461	315	0
第2款 財産収入	9	3	0	6
第3款 消防基金交付金	11,017	484	1,200	9,333
第4款 繰入金	801	800	0	1
第5款 繰越金	600	814	0	△214
第6款 諸収入	3	1	1	1
歳入合計	24,206	13,563	1,516	9,127

歳出

(単位：千円)

款	予算額	支出済額(4～9月)	予定額(10～3月)	差引額
第1款 議会費	44	0	32	12
第2款 総務費	7,034	3,209	3,434	391
第3款 補償費	9,700	79	405	9,216
第4款 事業費	1,366	0	1,238	128
第5款 公債費	1	0	0	1
第6款 消防基金掛金	5,954	5,919	0	35
第7款 積立金	9	3	0	6
第8款 予備費	98	0	0	98
歳出合計	24,206	9,210	5,109	9,887

予定財産額（平成 29 年 3 月 31 日）

①歳入歳出差引額	760
②財政調整基金積立金	7,358
③退職手当積立金	12,393
④予定財産額（①+②+③）	20,511

議案第 97 号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、次の条項により町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会（以下「認定委員会等」という。）の共同設置を廃止することに関し関係地方公共団体と協議することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

（廃止の理由）

第 1 条 事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以後は、鳥取県町村総合事務組合）において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うこととすることに伴い、認定委員会等の共同設置を廃止する。

（廃止の期日）

第 2 条 認定委員会等の共同設置の廃止の期日は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

（事務及び財産の承継）

第 3 条 認定委員会等の事務は鳥取県町村総合事務組合に引き継ぎ、財産は同組合に帰属させる。

理由書

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村総合事務組合において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うこととしたため。

平成 28 年度鳥取県町村職員退職手当組合共同設置機関特別会計決算見込
(町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会)

平成 28 年 10 月 31 日現在

歳入

(単位：千円)

款	予算額	収入済額 (4～9 月)	予定額 (10～3 月)	差引額
第 1 款 負担金	57	57	0	0
第 2 款 繰越金	171	175	0	△4
第 3 款 諸収入	1	0	1	0
歳入合計	229	232	1	△4

歳出

(単位：千円)

款	予算額	支出済額 (4～9 月)	予定額 (10～3 月)	差引額
第 1 款 総務費	71	0	16	55
第 2 款 委員会費	151	0	34	117
第 3 款 予備費	7	0	0	7
歳出合計	229	0	50	179

予定財産額 (平成 29 年 3 月 31 日)

①歳入歳出差引額	183
----------	-----

議案第 98 号

日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 10 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 1(第 4 条第 1 項関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 1(第 4 条第 1 項関係)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 1942 304 1977">機関</td> <td data-bbox="311 1942 772 1977">事務</td> </tr> </table>	機関	事務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="791 1942 924 1977">機関</td> <td data-bbox="930 1942 1383 1977">事務</td> </tr> </table>	機関	事務
機関	事務				
機関	事務				

1 町長	日南町特別医療費助成条例(昭和 48 年条例第 27 号)による医療費の助成に関する事務
2 町長	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務
3 町長	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務
4 町長	療育手帳に関する事務
5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務

1 町長	日南町特別医療費助成条例_____による医療費の助成に関する事務
2 町長	健康増進法_____に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務
3 町長	予防接種法_____による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務
4 町長	療育手帳に関する事務
5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務

別表第 3(第 5 条関係)

機 関	事 務	情報提 供機関	特定個人 情報
1 教 育 委 員 会	学校保健安全法(昭 和 33 年法律第 56 号)による医療に要 する費用についての 援助に関する事務	町長	地方税関 係情報、 児童扶養 手当関係 情報

別表第 3(第 5 条関係)

機 関	事 務	情報提 供機関	特定個人 情報
1 教 育 委 員 会	学校保健安全法_____ _____による医療に要 する費用についての 援助に関する事務	町長	地方税関 係情報、 児童扶養 手当関係 情報

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 5 条第 1 項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 99 号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100 分の 90</u> (特定管理職にあっては、<u>100 分の 110</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 42.5</u> (特定管理職にあっては、<u>100 分の 52.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第 20 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100 分の 80</u> (特定管理職にあっては、<u>100 分の 100</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 37.5</u> (特定管理職にあっては、<u>100 分の 47.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>141,600</u>	<u>191,700</u>	<u>227,900</u>	<u>261,100</u>	<u>287,100</u>	<u>317,700</u>
	2	<u>142,700</u>	<u>193,500</u>	<u>229,500</u>	<u>263,000</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>
	3	<u>143,900</u>	<u>195,300</u>	<u>231,000</u>	<u>264,800</u>	<u>291,600</u>	<u>322,200</u>
	4	<u>145,000</u>	<u>197,100</u>	<u>232,600</u>	<u>266,900</u>	<u>293,700</u>	<u>324,400</u>
	5	<u>146,100</u>	<u>198,700</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>295,700</u>	<u>326,600</u>
	6	<u>147,200</u>	<u>200,500</u>	<u>235,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,000</u>	<u>328,600</u>
	7	<u>148,300</u>	<u>202,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,500</u>	<u>300,300</u>	<u>330,800</u>
	8	<u>149,400</u>	<u>204,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,600</u>	<u>302,500</u>	<u>333,000</u>
	9	<u>150,500</u>	<u>205,800</u>	<u>240,300</u>	<u>276,700</u>	<u>304,600</u>	<u>335,100</u>
	10	<u>151,900</u>	<u>207,600</u>	<u>241,800</u>	<u>278,700</u>	<u>306,900</u>	<u>337,300</u>
	11	<u>153,200</u>	<u>209,400</u>	<u>243,400</u>	<u>280,800</u>	<u>309,100</u>	<u>339,400</u>
	12	<u>154,500</u>	<u>211,200</u>	<u>244,800</u>	<u>282,800</u>	<u>311,400</u>	<u>341,600</u>
	13	<u>155,800</u>	<u>212,600</u>	<u>246,300</u>	<u>284,800</u>	<u>313,500</u>	<u>343,500</u>
	14	<u>157,300</u>	<u>214,400</u>	<u>247,800</u>	<u>286,900</u>	<u>315,600</u>	<u>345,500</u>
	15	<u>158,800</u>	<u>216,100</u>	<u>249,100</u>	<u>288,900</u>	<u>317,800</u>	<u>347,600</u>
16	<u>160,400</u>	<u>217,900</u>	<u>250,500</u>	<u>290,900</u>	<u>319,900</u>	<u>349,600</u>	

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>140,100</u>	<u>190,200</u>	<u>226,400</u>	<u>259,900</u>	<u>286,200</u>	<u>317,000</u>
	2	<u>141,200</u>	<u>192,000</u>	<u>228,000</u>	<u>261,900</u>	<u>288,400</u>	<u>319,200</u>
	3	<u>142,400</u>	<u>193,800</u>	<u>229,500</u>	<u>263,700</u>	<u>290,700</u>	<u>321,500</u>
	4	<u>143,500</u>	<u>195,600</u>	<u>231,100</u>	<u>265,800</u>	<u>292,900</u>	<u>323,700</u>
	5	<u>144,600</u>	<u>197,200</u>	<u>232,600</u>	<u>267,700</u>	<u>294,900</u>	<u>326,000</u>
	6	<u>145,700</u>	<u>199,000</u>	<u>234,300</u>	<u>269,600</u>	<u>297,200</u>	<u>328,000</u>
	7	<u>146,800</u>	<u>200,800</u>	<u>235,800</u>	<u>271,600</u>	<u>299,500</u>	<u>330,200</u>
	8	<u>147,900</u>	<u>202,600</u>	<u>237,400</u>	<u>273,700</u>	<u>301,800</u>	<u>332,400</u>
	9	<u>149,000</u>	<u>204,300</u>	<u>238,900</u>	<u>275,800</u>	<u>303,900</u>	<u>334,500</u>
	10	<u>150,400</u>	<u>206,100</u>	<u>240,400</u>	<u>277,800</u>	<u>306,200</u>	<u>336,700</u>
	11	<u>151,700</u>	<u>207,900</u>	<u>242,000</u>	<u>279,900</u>	<u>308,400</u>	<u>338,800</u>
	12	<u>153,000</u>	<u>209,700</u>	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>310,700</u>	<u>341,000</u>
	13	<u>154,300</u>	<u>211,100</u>	<u>245,000</u>	<u>284,000</u>	<u>312,900</u>	<u>343,000</u>
	14	<u>155,800</u>	<u>212,900</u>	<u>246,500</u>	<u>286,100</u>	<u>315,000</u>	<u>345,000</u>
	15	<u>157,300</u>	<u>214,600</u>	<u>247,900</u>	<u>288,100</u>	<u>317,200</u>	<u>347,100</u>
16	<u>158,900</u>	<u>216,400</u>	<u>249,300</u>	<u>290,200</u>	<u>319,300</u>	<u>349,100</u>	

17	<u>161,700</u>	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>322,000</u>	<u>351,400</u>	17	<u>160,200</u>	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>321,400</u>	<u>351,000</u>
18	<u>163,200</u>	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>324,000</u>	<u>353,400</u>	18	<u>161,700</u>	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>323,400</u>	<u>353,000</u>
19	<u>164,700</u>	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>355,200</u>	19	<u>163,200</u>	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,500</u>	<u>354,800</u>
20	<u>166,200</u>	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>328,100</u>	<u>357,100</u>	20	<u>164,700</u>	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>327,500</u>	<u>356,700</u>
21	<u>167,600</u>	<u>226,000</u>	<u>258,800</u>	<u>301,000</u>	<u>330,000</u>	<u>359,100</u>	21	<u>166,100</u>	<u>224,500</u>	<u>257,800</u>	<u>300,400</u>	<u>329,500</u>	<u>358,700</u>
22	<u>170,300</u>	<u>227,700</u>	<u>260,600</u>	<u>303,100</u>	<u>332,100</u>	<u>361,000</u>	22	<u>168,800</u>	<u>226,200</u>	<u>259,600</u>	<u>302,500</u>	<u>331,600</u>	<u>360,600</u>
23	<u>172,900</u>	<u>229,300</u>	<u>262,300</u>	<u>305,100</u>	<u>334,100</u>	<u>363,000</u>	23	<u>171,400</u>	<u>227,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,600</u>	<u>362,600</u>
24	<u>175,500</u>	<u>230,900</u>	<u>264,000</u>	<u>307,200</u>	<u>336,200</u>	<u>364,900</u>	24	<u>174,000</u>	<u>229,400</u>	<u>263,100</u>	<u>306,600</u>	<u>335,700</u>	<u>364,500</u>
25	<u>178,200</u>	<u>232,200</u>	<u>266,000</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>366,900</u>	25	<u>176,700</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>308,400</u>	<u>337,300</u>	<u>366,500</u>
26	<u>179,900</u>	<u>233,700</u>	<u>267,900</u>	<u>311,100</u>	<u>339,600</u>	<u>368,800</u>	26	<u>178,400</u>	<u>232,300</u>	<u>267,000</u>	<u>310,500</u>	<u>339,200</u>	<u>368,400</u>
27	<u>181,600</u>	<u>235,100</u>	<u>269,700</u>	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>370,800</u>	27	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>
28	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>271,500</u>	<u>315,200</u>	<u>343,400</u>	<u>372,800</u>	28	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>
29	<u>184,800</u>	<u>237,700</u>	<u>273,200</u>	<u>317,100</u>	<u>345,100</u>	<u>374,300</u>	29	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>
30	<u>186,600</u>	<u>238,900</u>	<u>275,100</u>	<u>319,100</u>	<u>347,000</u>	<u>376,100</u>	30	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>
31	<u>188,400</u>	<u>239,900</u>	<u>277,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,900</u>	<u>377,900</u>	31	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>
32	<u>190,100</u>	<u>241,100</u>	<u>278,700</u>	<u>323,300</u>	<u>350,700</u>	<u>379,500</u>	32	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>
33	<u>191,700</u>	<u>242,400</u>	<u>280,400</u>	<u>324,700</u>	<u>352,600</u>	<u>381,300</u>	33	<u>190,200</u>	<u>241,200</u>	<u>279,700</u>	<u>324,300</u>	<u>352,200</u>	<u>380,900</u>
34	<u>193,200</u>	<u>243,600</u>	<u>282,300</u>	<u>326,700</u>	<u>354,400</u>	<u>382,700</u>	34	<u>191,700</u>	<u>242,500</u>	<u>281,600</u>	<u>326,300</u>	<u>354,000</u>	<u>382,300</u>
35	<u>194,700</u>	<u>244,800</u>	<u>284,100</u>	<u>328,600</u>	<u>356,200</u>	<u>384,200</u>	35	<u>193,200</u>	<u>243,700</u>	<u>283,400</u>	<u>328,200</u>	<u>355,800</u>	<u>383,800</u>
36	<u>196,200</u>	<u>246,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>	36	<u>194,700</u>	<u>245,000</u>	<u>285,300</u>	<u>330,300</u>	<u>357,500</u>	<u>385,400</u>
37	<u>197,500</u>	<u>247,000</u>	<u>287,600</u>	<u>332,600</u>	<u>359,300</u>	<u>387,200</u>	37	<u>196,000</u>	<u>246,000</u>	<u>287,000</u>	<u>332,200</u>	<u>358,900</u>	<u>386,800</u>
38	<u>198,800</u>	<u>248,400</u>	<u>289,300</u>	<u>334,500</u>	<u>360,600</u>	<u>388,400</u>	38	<u>197,300</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>388,000</u>

	39	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>291,100</u>	<u>336,500</u>	<u>362,000</u>	<u>389,600</u>		39	<u>198,600</u>	<u>248,900</u>	<u>290,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>
	40	<u>201,400</u>	<u>251,300</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>		40	<u>199,900</u>	<u>250,400</u>	<u>292,300</u>	<u>338,000</u>	<u>363,000</u>	<u>390,300</u>
	41	<u>202,700</u>	<u>252,700</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>		41	<u>201,200</u>	<u>251,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,400</u>
	42	<u>204,000</u>	<u>254,100</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>		42	<u>202,500</u>	<u>253,200</u>	<u>295,700</u>	<u>341,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,600</u>
	43	<u>205,300</u>	<u>255,500</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>		43	<u>203,800</u>	<u>254,600</u>	<u>297,400</u>	<u>343,600</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>
	44	<u>206,600</u>	<u>256,800</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>		44	<u>205,100</u>	<u>256,000</u>	<u>299,000</u>	<u>345,500</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>
	45	<u>207,800</u>	<u>258,000</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>		45	<u>206,300</u>	<u>257,200</u>	<u>300,700</u>	<u>347,000</u>	<u>368,200</u>	<u>395,600</u>
	46	<u>209,100</u>	<u>259,300</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>		46	<u>207,600</u>	<u>258,500</u>	<u>302,400</u>	<u>348,400</u>	<u>369,100</u>	<u>396,300</u>
	47	<u>210,400</u>	<u>260,700</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>		47	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>
	48	<u>211,700</u>	<u>262,000</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>		48	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>
	49	<u>212,800</u>	<u>263,300</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>		49	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>
	50	<u>213,900</u>	<u>264,400</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>		50	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>
	51	<u>214,900</u>	<u>265,700</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>		51	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>
	52	<u>216,000</u>	<u>267,000</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>		52	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>
	53	<u>217,100</u>	<u>268,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>		53	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>
	54	<u>218,100</u>	<u>269,100</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>		54	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>
	55	<u>219,000</u>	<u>270,400</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>		55	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>
	56	<u>220,000</u>	<u>271,700</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>		56	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>
	57	<u>220,600</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>		57	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>
	58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>		58	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>
	59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>		59	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>
	60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>		60	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>

61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600

84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		294,000	341,800				94		293,600	341,400			
95		294,400	342,300				95		294,000	341,900			
96		294,800	342,700				96		294,400	342,300			
97		295,000	342,800				97		294,600	342,400			
98		295,300	343,300				98		294,900	342,900			
99		295,700	343,700				99		295,300	343,300			
100		296,100	344,000				100		295,700	343,600			
101		296,300	344,300				101		295,900	343,900			
102		296,600	344,700				102		296,200	344,300			
103		297,000	345,100				103		296,600	344,700			
104		297,300	345,500				104		296,900	345,100			
105		297,500	346,000				105		297,100	345,600			

	106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>					106	<u>297,400</u>	<u>346,000</u>				
	107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>					107	<u>297,800</u>	<u>346,400</u>				
	108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>					108	<u>298,100</u>	<u>346,800</u>				
	109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>					109	<u>298,300</u>	<u>347,300</u>				
	110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>					110	<u>298,700</u>	<u>347,700</u>				
	111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>					111	<u>299,100</u>	<u>348,000</u>				
	112		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>					112	<u>299,400</u>	<u>348,300</u>				
	113		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>					113	<u>299,500</u>	<u>348,800</u>				
	114		<u>300,200</u>						114	<u>299,800</u>					
	115		<u>300,500</u>						115	<u>300,100</u>					
	116		<u>300,900</u>						116	<u>300,500</u>					
	117		<u>301,100</u>						117	<u>300,700</u>					
	118		<u>301,300</u>						118	<u>300,900</u>					
	119		<u>301,600</u>						119	<u>301,200</u>					
	120		<u>301,900</u>						120	<u>301,500</u>					
	121		<u>302,300</u>						121	<u>301,900</u>					
	122		<u>302,500</u>						122	<u>302,100</u>					
	123		<u>302,800</u>						123	<u>302,400</u>					
	124		<u>303,100</u>						124	<u>302,700</u>					
	125		<u>303,400</u>						125	<u>303,000</u>					
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

第2条 日南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第9条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円、<u>前項第2号に該当する扶養親族</u>(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、その職員は直ちにその旨_____を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</u>)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(扶養手当) 第9条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族</u>については13,000円、<u>同項第2号から第5号までの扶養親族</u>(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が<u>ない場合</u>にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに該当する事実が生じた場合</u>においては、その職員は直ちにその旨(<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者が<u>ない</u>ときは、その旨を含む。</u>)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(<u>前条第2項第2号又は第4号_____に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</u>)</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合</u>(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合</u>(第1号に該</p>

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた

_____場合において
は、その _____ 事実が生じた日の属する月の翌月(その _____ 日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号 _____ に掲げる事実が生じた場合における _____

当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族 _____

_____がない

_____職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じ

<p>扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の85(特定管理職にあっては、100分の105)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の40(特定管理職にあっては、100分の50)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>た場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の90(特定管理職にあっては、100分の110)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用の職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の42.5(特定管理職にあっては、100分の52.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の日南町職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、第1条改正後条例(別表第1に係る箇所に限る。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の日南町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の条例(以下「第2条改正後条例」という。)第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

- 「
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○平成 28 年度人事院勧告による扶養手当の額

(単位：円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配 偶 者	13,000	10,000	6,500
子	6,500	8,000	10,000
父 母 等	6,500		

議案第100号

平成28年度日南町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度日南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,689,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		440,352	1,314	441,666
	3 軽自動車税	18,756	1,314	20,070
13 国庫支出金		458,117	1,788	459,905
	1 国庫負担金	174,269	624	174,893
	2 国庫補助金	282,700	1,164	283,864
14 県支出金		1,019,635	16,409	1,036,044
	1 県負担金	90,304	△816	89,488
	2 県補助金	800,030	17,225	817,255
15 財産収入		75,740	△831	74,909
	2 財産売払収入	52,754	△831	51,923
18 繰越金		132,295	17,448	149,743
	1 繰越金	132,295	17,448	149,743
19 諸収入		278,581	15	278,596
	7 雑入	64,572	15	64,587
20 町債		917,251	19,700	936,951
	1 町債	917,251	19,700	936,951
歳入	合計	6,633,495	55,843	6,689,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		72,522	100	72,622
	1 議会費	72,522	100	72,622
2 総務費		822,584	3,724	826,308
	1 総務管理費	748,358	1,240	749,598
	2 徴税費	40,293	2,004	42,297
	3 戸籍住民基本台帳費	20,238	480	20,718
3 民生費		1,198,288	23,599	1,221,887
	1 社会福祉費	842,497	11,897	854,394
	2 児童福祉費	268,517	1,998	270,515
	3 生活保護費	87,274	9,704	96,978
4 衛生費		1,245,105	△670	1,244,435
	1 保健衛生費	383,780	△820	382,960
	2 清掃費	489,026	150	489,176
6 農林水産業費		1,419,162	21,584	1,440,746
	1 農業費	1,005,090	△55,775	949,315
	2 林業費	414,072	77,359	491,431
7 商工費		30,680	1,137	31,817
	1 商工費	30,680	1,137	31,817
8 土木費		599,322	532	599,854
	1 土木管理費	25,211	△76	25,135
	2 道路橋梁費	522,718	608	523,326
9 消防費		146,912	4,777	151,689
	1 消防費	146,912	4,777	151,689
10 教育費		432,274	1,060	433,334

3 (一般会計)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	145,804	410	146,214
	5 社会教育費	151,551	650	152,201
歳 出	合 計	6,633,495	55,843	6,689,338

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度小水力発電修繕事業資金融資に係る損失補償	平成28年度～平成38年度	50,600

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	608,800	証書借入 又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。 ただし書当初に同じ	603,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎地域自立促進特別事業	169,000	同上	同上	同上	193,900	同上	同上	同上

平成28年度日南町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	440,352	1,314	441,666
13 国庫支出金	458,117	1,788	459,905
14 県支出金	1,019,635	16,409	1,036,044
15 財産収入	75,740	△831	74,909
18 繰越金	132,295	17,448	149,743
19 諸収入	278,581	15	278,596
20 町債	917,251	19,700	936,951
歳入合計	6,633,495	55,843	6,689,338

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	72,522	100	72,622				100
2 総務費	822,584	3,724	826,308		400		3,324
3 民生費	1,198,288	23,599	1,221,887	972			22,627
4 衛生費	1,245,105	△670	1,244,435				△670
6 農林水産業費	1,419,162	21,584	1,440,746	14,225	18,400	△816	△10,225
7 商工費	30,680	1,137	31,817		900		237
8 土木費	599,322	532	599,854				532
9 消防費	146,912	4,777	151,689	3,000			1,777
10 教育費	432,274	1,060	433,334				1,060
歳 出 合 計	6,633,495	55,843	6,689,338	18,197	19,700	△816	18,762

2 歳入

(款) 1 町税

(項) 3 軽自動車税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽自動車税	18,756	1,314	20,070	1 現年課税分	1,314	現年課税分 1,314
計	18,756	1,314	20,070			

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	174,123	624	174,747	1 社会福祉費負担金	△7	保険基盤安定負担金 △72
						障害者自立支援給付費等国庫負担金 65
				2 児童福祉費負担金	631	児童入所施設措置費等負担金 631
計	174,269	624	174,893			

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	57,683	1,164	58,847	1 社会福祉費補助金	1,164	臨時福祉給付金給付事務費補助金 1,164
計	282,700	1,164	283,864			

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	90,231	△816	89,415	1 社会福祉費負担金	△1,131	保険基盤安定負担金 △1,163
						障害者自立支援給付費等県負担金 32
				2 児童福祉費負担金	315	児童入所施設措置等負担金 315
計	90,304	△816	89,488			

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 農林水産業費県補助金	693,907	14,225	708,132	1 農業費補助金	△45,596	担い手確保・経営強化支援事業費補助金 5,227
						国土調査事業費補助金 △52,500
						産地再生緊急支援事業費補助金 342
				2 林業費補助金	59,821	有害鳥獣対策事業費補助金 250
						合板・製材生産性強化対策事業補助金 59,571
14 防災・危機管理対策交付金	1,000	3,000	4,000	1 防災・危機管理対策交付金	3,000	防災・危機管理対策交付金 3,000
計	800,030	17,225	817,255			

(款) 15 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	51,189	△831	50,358	2 立竹木売払収入	△831	町有林間伐材等売払収入 △831
計	52,754	△831	51,923			

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	132,295	17,448	149,743	1 繰越金	17,448	前年度繰越金 17,448
計	132,295	17,448	149,743			

5 (一般会計)

(款) 19 諸収入

(項) 7 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	63,072	15	63,087	90 雑入	15	雑入[特定財源] 15
計	64,572	15	64,587			

(款) 20 町債

(項) 1 町債

12 過疎債	777,800	19,700	797,500	1 過疎債	19,700	過疎対策事業債 $\Delta 5,200$ 過疎地域自立促進特別事業債 24,900
計	917,251	19,700	936,951			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	72,522	100	72,622				100	3 職員手当等	100	議会活動	100
計	72,522	100	72,622				100				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	277,756	790	278,546		200		590	3 職員手当等	300	一般管理事務	790
								18 備品購入費	100		
								19 負担金補助及び交付金	390		
5 財産管理費	87,190	300	87,490		200		100	13 委託料	300	町有財産整備管理事務	300
10 諸費	243,337	150	243,487				150	2 給料	60	タウンズネット管理運営事務	150
								3 職員手当等	20		
								4 共済費	70		
計	748,358	1,240	749,598		400		840				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	34,438	2,004	36,442				2,004	3 職員手当等	100	税務総務一般管理事務	2,004
								13 委託料	1,904		
計	40,293	2,004	42,297				2,004				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	20,238	480	20,718				480	2 給料	△150	戸籍住民基本台帳一般事務 480
								3 職員手当等	66	
								4 共済費	20	
								13 委託料	18	
								18 備品購入費	526	
計	20,238	480	20,718				480			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	330,992	11,087	342,079	26			11,061	3 職員手当等	120	国民健康保険事業	△1,477
								11 需用費	69	民生一般管理事務(福祉保健課)	10,225
								12 役務費	123	障害者自立支援制度運営事業	131
								13 委託料	972	人権施策推進事業	△30
								20 扶助費	131	支え愛ネットワーク構築事業	648
								23 償還金利子及び割引料	11,149	生活困窮者自立支援事業	426
								28 繰出金	△1,477	臨時福祉給付金・子育て給付金事業	1,164
3 老人福祉費	452,854	700	453,554				700	13 委託料	700	老人福祉施設入所措置事業	700
6 国民年金事務費	5,673	110	5,783				110	2 給料	50	国民年金取扱事務	110
								3 職員手当等	60		
計	842,497	11,897	854,394	26			11,871				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	94,856	1,606	96,462	946			660	8 報償費	240	母子父子福祉事務	1,502
								20 扶助費	1,262	地域子育て支援事業	104
								23 償還金利子及び割引料	104		
2 保育園費	173,661	392	174,053				392	3 職員手当等	200	保育園管理運営事務	392
								11 需用費	150		
								18 備品購入費	42		
計	268,517	1,998	270,515	946			1,052				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	19,151	9,704	28,855				9,704	2 給料	80	生活保護総務費	9,704
								3 職員手当等	100		
								23 償還金利子及び割引料	9,524		
計	87,274	9,704	96,978				9,704				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	51,934	△820	51,114				△820	2 給料	△660	健康福祉センター管理運営事務	△1,020
								3 職員手当等	300	保健衛生一般事務費	200
								4 共済費	△460		
計	383,780	△820	382,960				△820				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 塵芥処理費	190,741	150	190,891				150	2 給料	60	塵芥処理事業	150
								3 職員手当等	90		
計	489,026	150	489,176				150				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	136,812	330	137,142				330	2 給料	60	農業総務一般事務	200
								3 職員手当等	250	農業総務一般事務(農業委員会)	130
								4 共済費	20		
3 農業振興費	538,057	8,295	546,352	7,154		15	1,126	8 報償費	532	2 1世紀水田農業確立対策事業	5,227
								19 負担金補助及び交付金	7,751	中山間地域等直接支払推進事業	1,793
								23 償還金利子及び割引料	12	鳥獣被害対策事業	532
5 農地費	297,057	△64,400	232,657	△52,500			△11,900	4 共済費	88	旨い野菜の里づくり事業	743
								7 賃金	△874	農道等維持管理事業	5,600
								11 需用費	366	国土調査事業	△70,000
								12 役務費	240	単県土地改良事業	
								13 委託料	△70,000		
								14 使用料及び賃借料	180		
15 工事請負費	5,600										
計	1,005,090	△55,775	949,315	△45,346		15	△10,444				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 林業振興費	221,194	82,759	303,953	59,571	23,800	△831	219	2 給料	30	町造林事業 森林保全総合対策事業	△831
								3 職員手当等	120		83,590
								4 共済費	150		
								7 賃金	506		
								9 旅費	221		
								14 使用料及び賃借料	△600		
								18 備品購入費	△1,068		
19 負担金補助及び交付金	83,400										
3 林道費	150,431	△5,400	145,031		△5,400			11 需用費	100	林道新設改良事業	△5,400
								15 工事請負費	△100		
								19 負担金補助及び交付金	△5,400		
計	414,072	77,359	491,431	59,571	18,400	△831	219				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	17,207	900	18,107		900			19 負担金補助及び交付金	900	企業支援対策事業	900
2 観光費	13,473	237	13,710				237	19 負担金補助及び交付金	237	観光振興対策事業	237
計	30,680	1,137	31,817		900		237				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	25,211	△76	25,135				△76	3 職員手当等	△146	土木一般管理事務	△76
								4 共済費	70		
計	25,211	△76	25,135				△76				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	351,258	88	351,346				88	12 役務費	88	道路維持管理事業	88
3 道路新設改良費	117,675	480	118,155				480	2 給料	120	道路新設改良事業	480
								3 職員手当等	360		
4 橋梁維持費	49,812	40	49,852				40	3 職員手当等	40	橋梁維持管理事業	40
計	522,718	608	523,326				608				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	17,402	106	17,508				106	9 旅費	106	非常備消防管理運営事務	106
4 災害対策費	15,558	4,671	20,229	3,000			1,671	11 需用費	1,671	防災対策事業	4,671
								25 積立金	3,000		
計	146,912	4,777	151,689	3,000			1,777				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	132,851	410	133,261				410	3 職員手当等	410	教育委員会事務局一般管理事務	410
計	145,804	410	146,214				410				

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

4 図書館費	24,262	510	24,772				510	2 給料	50	図書館管理運営事務	510
								3 職員手当等	110		
								18 備品購入費	350		
5 美術館費	15,332	140	15,472				140	2 給料	10	美術館管理運営事務	140
								3 職員手当等	80		
								4 共済費	50		
計	151,551	650	152,201				650				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0		△ 290	2,680	2,390	△ 80	2,310	
補正前の額	85(1)	0	301,684	161,110	462,794	95,282	558,076	
合 計	85(1)	0	301,394	163,790	465,184	95,202	560,386	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					△ 70	2,750	
	補正前の額	9,912	2,295	6,939	10,032	71,283	42,521	8,160
	合 計	9,912	2,295	6,939	10,032	71,213	45,271	8,160
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当				計
	補 正 額							2,680
	補正前の額	1,468	6,800	1,700				161,110
	合 計	1,468	6,800	1,700				163,790

(A表)

※ ()内は、再任用職員の人数を外書き計上

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給料	△ 290	1. その他の増減分	△ 290 (1)異動等による増減	△ 290
職員手当	2,680	1. 制度改正に伴う増減分	2,750 (1)給与改定による勤勉手当の増減	2,750
		2. その他の増減分	△ 70 (1)異動等による増減	△ 70

(B表)

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年
度以降の支出予定額等に関する調書**

(追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
平成28年度小水力発電修繕事業資 金融資に係る損失補償	50,600	—	—	平成29年度 ～ 平成38年度	45,050	—	—	—	45,050

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込に関する調書（補正）

（一般会計）

（単位 千円）

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,143,838	5,936,684	[19,700] 912,251	574,745	[19,700] 6,274,190
① 土 木	197,019	155,620	0	42,736	112,884
② 衛 生	43,430	41,856	0	5,774	36,082
③ 農 林 水 産	189,735	104,925	0	59,735	45,190
④ 公 有 林	27,768	23,231	0	4,612	18,619
⑤ 防 災	31,900	92,988	0	6,367	86,621
⑥ 学 校	70,181	59,579	0	10,863	48,716
⑦ 過 疎	2,961,702	3,685,994	[△5,200] 608,800	284,633	[△5,200] 4,010,161
⑧ 過疎地域自立促進	108,664	393,319	[24,900] 169,000	23,562	[24,900] 538,757
⑨ 臨時財政特例債	7,152	4,871	0	2,382	2,489
⑩ 地域総合整備事業債	12,500	6,250	0	6,250	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,485,387	1,362,451	134,451	125,031	1,371,871
⑫ 総 務	8,400	5,600	0	2,800	2,800

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額、補正額	当該年度中元金償還見込額	
2. 災害復旧債	112,074	95,313	5,000	16,713	83,600
① 土 木	112,074	95,313	5,000	16,713	83,600
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			19,700		19,700
補 正 前 の 額			917,251	591,458	6,357,790
合 計	5,255,912	6,031,997	936,951	591,458	6,377,490

議案第101号

平成28年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ819,362千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		104,141	4,665	108,806
	1 国民健康保険税	104,141	4,665	108,806
3 国庫支出金		150,590	1,781	152,371
	1 国庫負担金	104,566	1,827	106,393
	2 国庫補助金	46,024	△46	45,978
4 県支出金		31,542	1,827	33,369
	1 県負担金	3,942	1,827	5,769
5 療養給付費交付金		33,948	28,140	62,088
	1 療養給付費等交付金	33,948	28,140	62,088
8 繰入金		109,979	△13,005	96,974
	1 他会計繰入金	45,745	△1,477	44,268
	2 基金繰入金	64,234	△11,528	52,706
11 前期高齢者交付金		209,914	121	210,035
	1 前期高齢者交付金	209,914	121	210,035
歳入	合 計	795,833	23,529	819,362

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		21,193	124	21,317
	1 総務管理費	19,144	124	19,268
2 保険給付費		490,648	3,216	493,864
	2 高額療養費	61,450	3,216	64,666
4 共同事業拠出金		177,293	△11,866	165,427
	1 共同事業拠出金	177,293	△11,866	165,427
7 諸支出金		1,424	32,443	33,867
	1 償還金及び還付加算金	456	32,443	32,899
9 介護納付金		24,602	△143	24,459
	1 介護納付金	24,602	△143	24,459
10 後期高齢者支援金等		63,081	△239	62,842
	1 後期高齢者支援金等	63,081	△239	62,842
11 前期高齢者納付金等		50	△6	44
	1 前期高齢者納付金等	50	△6	44
歳 出	合 計	795,833	23,529	819,362

平成28年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	104,141	4,665	108,806
3 国庫支出金	150,590	1,781	152,371
4 県支出金	31,542	1,827	33,369
5 療養給付費交付金	33,948	28,140	62,088
8 繰入金	109,979	△13,005	96,974
11 前期高齢者交付金	209,914	121	210,035
歳入合計	795,833	23,529	819,362

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	21,193	124	21,317	△46			170
2 保険給付費	490,648	3,216	493,864	11,808		2,042	△10,634
4 共同事業拠出金	177,293	△11,866	165,427	3,654		△15,520	
7 諸支出金	1,424	32,443	33,867			32,443	
9 介護納付金	24,602	△143	24,459	△372		△6	235
10 後期高齢者支援金等	63,081	△239	62,842	△11,436		2,445	8,752
11 前期高齢者納付金等	50	△6	44			△6	
歳出合計	795,833	23,529	819,362	3,608		21,398	△1,477

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	94,942	7,385	102,327	1 医療給付費分(現年課税分)	4,725	医療給付費分(現年課税分) 4,725
				3 介護納付金分(現年課税分)	376	介護納付金分(現年課税分) 376
				5 後期高齢者支援金分(現年課税分)	2,284	後期高齢者支援金分(現年課税分) 2,284
2 退職被保険者等国民健康保険税	9,199	△2,720	6,479	1 医療給付費分(現年課税分)	△1,543	医療給付費分(現年課税分) △1,543
				3 介護納付金分(現年課税分)	△382	介護納付金分(現年課税分) △382
				5 後期高齢者支援金分(現年課税分)	△795	後期高齢者支援金分(現年課税分) △795
計	104,141	4,665	108,806			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

2 療養給付費等負担金	100,624	0	100,624	1 現年度分		療養給付費等国庫負担金	3,056
						老人保健医療費拠出金分負担金	△2,684
						介護納付金負担金	△372
3 高額医療費共同事業負担金	3,282	1,827	5,109	1 現年度分	1,827	高額医療費共同事業負担金	1,827
計	104,566	1,827	106,393				

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 財政調整交付金	46,024	△937	45,087	1 調整交付金	△937	特別調整交付金 △937
7 国民健康保険制度関係業務 準備事業費補助金	0	891	891	1 国民健康保険制度関係 業務準備事業費補助金	891	国民健康保険制度関係業務準備事業 費補助金(市町村事業) 891
計	46,024	△46	45,978			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

1 高額医療費共同事業負担金	3,282	1,827	5,109	1 現年度分	1,827	高額医療費共同事業負担金 1,827
計	3,942	1,827	5,769			

(款) 5 療養給付費交付金

(項) 1 療養給付費等交付金

1 療養給付費等交付金	33,948	28,140	62,088	1 現年度分	28,140	退職被保険者等医療費交付金 7,329 退職被保険者等医療費交付金(前年 度精算分) 20,811
計	33,948	28,140	62,088			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	45,745	△1,477	44,268	2 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,504	保険基盤安定繰入金 △1,504
				3 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△143	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) △143
				4 職員給与費等繰入金	170	職員給与費等繰入金 170
計	45,745	△1,477	44,268			

5 (国保会計)

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国保財政調整基金繰入金	64,234	△11,528	52,706	1 国保財政調整基金繰入金	△11,528	国保財政調整基金繰入金 △11,528
計	64,234	△11,528	52,706			

(款) 11 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

1 前期高齢者交付金	209,914	121	210,035	1 現年度分	121	前期高齢者交付金 121
計	209,914	121	210,035			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	19,144	124	19,268	△46			170	2 給料	60	国保事業一般管理事務 124
								3 職員手当等	90	
								13 委託料	△46	
								19 負担金補助及び交付金	20	
計	19,144	124	19,268	△46			170			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	390,000	0	390,000	8,752		1,882	△10,634			保険給付事業
計	427,568	0	427,568	8,752		1,882	△10,634			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	55,000	3,056	58,056	3,056				19 負担金補助及び交付金	3,056	保険給付事業 3,056
2 退職被保険者等高額療養費	6,000	160	6,160			160		19 負担金補助及び交付金	160	保険給付事業 160
計	61,450	3,216	64,666	3,056		160				

7 (国保会計)

(款) 4 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 高額医療費 拠出金	13,131	7,307	20,438	3,654		3,653		19 負担金補助及 び交付金	7,307	高額医療費共同事業	7,307
2 保険財政共 同安定化事 業拠出金	164,161	△19,173	144,988			△19,173		19 負担金補助及 び交付金	△19,173	保険財政共同安定化事業拠出金	△19,173
計	177,293	△11,866	165,427	3,654		△15,520					

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 国庫負担金 還付金	0	32,340	32,340			32,340		23 償還金利子及 び割引料	32,340	国庫補助金還付金管理	32,340
6 県支出金還 付金	0	103	103			103		23 償還金利子及 び割引料	103	県支出金還付金管理	103
計	456	32,443	32,899			32,443					

(款) 9 介護納付金

(項) 1 介護納付金

1 介護納付金	24,602	△143	24,459	△372		△6	235	19 負担金補助及 び交付金	△143	介護納付金	△143
計	24,602	△143	24,459	△372		△6	235				

(款) 10 後期高齢者支援金等

(項) 1 後期高齢者支援金等

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 支援金	63,075	△239	62,836	△11,436		2,445	8,752	19 負担金補助及 び交付金	△239	後期高齢者支援金 △239
計	63,081	△239	62,842	△11,436		2,445	8,752			

(款) 11 前期高齢者納付金等

(項) 1 前期高齢者納付金等

1 前期高齢者 納付金	44	△6	38			△6		19 負担金補助及 び交付金	△6	前期高齢者納付金 △6
計	50	△6	44			△6				

補正予算給与費明細書(事業勘定)

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額		0	60	90	150		150	
補正前の額	2	0	6,677	3,442	10,119	2,187	12,306	
合 計	2	0	6,737	3,532	10,269	2,187	12,456	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					10	80	
	補正前の額		228	120	300	1,536	945	0
	合 計	0	228	120	300	1,546	1,025	0
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額							90
	補正前の額	313						3,442
	合 計	313						3,532

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	60	1. 制度改正による増減	60 (1) 給与改定による増減	
職員手当	90	1. 制度改正による増減	10 (1) 給与改定による期末手当の増減 80 (2) 給与改定による勤勉手当の増減	

(B表)

議案第102号

平成28年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度日南町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道料金		69,740	310	70,050
	1 水道料	69,740	310	70,050
歳入	合計	300,162	310	300,472

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 業務費		62,803	120	62,923
	1 施設管理費	62,803	120	62,923
2 事業費		147,569	190	147,759
	1 事業費	147,569	190	147,759
歳 出	合 計	300,162	310	300,472

平成28年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 水道料金	69,740	310	70,050
歳入合計	300,162	310	300,472

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 業務費	62,803	120	62,923			120	
2 事業費	147,569	190	147,759			190	
歳出合計	300,162	310	300,472			310	

2 歳入

(款) 1 水道料金

(項) 1 水道料

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 水道料	69,740	310	70,050	1 水道料	310	水道料 190 水道料 (滞納繰越分) 120
計	69,740	310	70,050			

3 歳 出

(款) 1 業務費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 施設管理費	62,803	120	62,923			120		2 給料	50	簡易水道事業	120
								3 職員手当等	60		
								19 負担金補助及び交付金	10		
計	62,803	120	62,923			120					

(款) 2 事業費

(項) 1 事業費

1 水道改良事業費	147,569	190	147,759			190		2 給料	60	日南町簡易水道統合整備事業	190
								3 職員手当等	50		
								4 共済費	60		
								19 負担金補助及び交付金	20		
計	147,569	190	147,759			190					

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額			110	110	220	60	280	
補正前の額	2	0	4,700	2,532	7,232	1,458	8,690	
合 計	2	0	4,810	2,642	7,452	1,518	8,970	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					20	90	
	補正前の額	234	0	172	0	1,063	623	240
	合 計	234	0	172	0	1,083	713	240
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額							110
	補正前の額	200						2,532
	合 計	200						2,642

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増減額	説 明	増減額	備 考
給 料	110	1. 制度改正による増減	110	(1) 給与改定による増減	110	
職員手当	110	1. 制度改正による増減	110	(1) 給与改定による期末手当の増減	20	
				(2) 給与改定による勤勉手当の増減	90	

(B表)

議案第103号

平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度日南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		1,321	100	1,421
	1 分担金	1,321	100	1,421
歳入	合計	203,914	100	204,014

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 業務費		104,963	100	105,063
	1 施設管理費	104,963	100	105,063
歳 出	合 計	203,914	100	204,014

平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	1,321	100	1,421
歳入合計	203,914	100	204,014

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 業務費	104,963	100	105,063			100	
歳出合計	203,914	100	204,014			100	

2 歳入

(款) 2 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農業集落排水事業費分担金	350	100	450	1 農業集落排水事業費分担金	100	農業集落排水事業費分担金滞納繰越分 100
計	1,321	100	1,421			

3 歳 出

(款) 1 業務費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	62,424	100	62,524			100		2 給料	30	農業集落排水一般管理業務 100
								3 職員手当等	60	
								19 負担金補助及び交付金	10	
計	104,963	100	105,063			100				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正額			30	60	90		90	
補正前の額	1	0	4,066	1,881	5,947	1,333	7,280	
合計	1	0	4,096	1,941	6,037	1,333	7,370	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正額					10	50	
	補正前の額	0	0	24	300	964	593	0
	合計	0	0	24	300	974	643	0
	区分	時間外勤務手当						計
	補正額							60
	補正前の額	0						1,881
	合計	0						1,941

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	30	1. 制度改正による増減分	(1) 給与改定による増減	30
職員手当	60	1. 制度改正による増減分	(1) 給与改定による期末手当の増減	10
			(2) 給与改定による勤勉手当の増減	50

(B表)

議案第104号

平成28年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087,240千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

鳥取県 日南町長 増原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		8,288	27,238	35,526
	1 繰越金	8,288	27,238	35,526
歳入	合計	1,060,002	27,238	1,087,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,092	1,246	35,338
	1 総務管理費	30,576	1,246	31,822
2 保険給付費		918,401	16,000	934,401
	1 介護サービス等諸費	799,981	12,000	811,981
	7 介護予防サービス等諸費	21,170	4,000	25,170
5 地域支援事業費		78,479	9,992	88,471
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	51,697	9,962	61,659
	3 包括的支援事業・任意事業	16,689	30	16,719
歳 出	合 計	1,060,002	27,238	1,087,240

平成28年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 繰越金	8,288	27,238	35,526
歳入合計	1,060,002	27,238	1,087,240

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	34,092	1,246	35,338				1,246
2 保険給付費	918,401	16,000	934,401				16,000
5 地域支援事業費	78,479	9,992	88,471				9,992
8 諸支出金	28,709	0	28,709			27,238	△27,238
歳 出 合 計	1,060,002	27,238	1,087,240			27,238	

2 歳 入

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	8,288	27,238	35,526	1 繰越金	27,238	前年度繰越金 27,238
計	8,288	27,238	35,526			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	26,781	1,246	28,027				1,246	2 給料	40	一般管理事務	1,246
								3 職員手当等	110		
								13 委託料	1,076		
								19 負担金補助及び交付金	20		
計	30,576	1,246	31,822				1,246				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	229,000	5,000	234,000				5,000	19 負担金補助及び交付金	5,000	保険給付事務	5,000
3 施設介護サービス給付費	420,000	6,000	426,000				6,000	19 負担金補助及び交付金	6,000	保険給付事務	6,000
7 居宅介護サービス計画給付費	42,000	1,000	43,000				1,000	19 負担金補助及び交付金	1,000	保険給付事務	1,000
計	799,981	12,000	811,981				12,000				

5 (介保会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 7 介護予防サービス等諸費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防サービス給付費	14,000	1,000	15,000				1,000	19 負担金補助及び交付金	1,000	保険給付事務	1,000
3 地域密着型介護予防サービス給付費	1,500	3,000	4,500				3,000	19 負担金補助及び交付金	3,000	保険給付事務	3,000
計	21,170	4,000	25,170				4,000				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 サービス事業費	36,328	9,872	46,200				9,872	19 負担金補助及び交付金	9,872	訪問型サービス事業	2,100	通所型サービス事業	7,772
2 介護予防ケアマネジメント事業費	15,369	90	15,459				90	3 職員手当等	80	介護予防ケアマネジメント事業	90		
								19 負担金補助及び交付金	10				
計	51,697	9,962	61,659				9,962						

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	8,742	30	8,772				30	2 給料	10	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 30
								3 職員手当等	10	
								19 負担金補助及び交付金	10	
計	16,689	30	16,719				30			

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	28,309	0	28,309			27,238	△27,238			国県支出金過年度分返還事務
計	28,709	0	28,709			27,238	△27,238			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額		0	50	200	250	0	250	
補正前の額	4	0	17,367	8,930	26,297	5,599	31,896	
合 計	4	0	17,417	9,130	26,547	5,599	32,146	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					20	180	
	補正前の額	450		456	768	4,194	2,522	540
	合 計	450	0	456	768	4,214	2,702	540
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額	0						200
	補正前の額	0						8,930
	合 計	0						9,130

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給料	50	1. 制度改正による 増減分	(1) 給与改定による増減	50
職員手当	200	1. 制度改正による 増減分	(1) 給与改定による期末手当の増減 (2) 給与改定による勤勉手当の増減	20 180

(B表)

議案第105号

平成28年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	141,005	0	141,005

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 サービス事業費	1 居宅介護事業費	12,697	△130	12,567
	2 居宅介護支援事業費	9,763	130	9,893
歳 出 合 計		141,005	0	141,005

平成28年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1 (介護サービス)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 サービス事業費	22,460	0	22,460				
歳出合計	141,005	0	141,005				

3 歳 出

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅介護事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 居宅介護事業費	12,697	△130	12,567				△130	15 工事請負費	△130	居宅介護事業	△130
計	12,697	△130	12,567				△130				

(款) 2 サービス事業費

(項) 2 居宅介護支援事業費

1 居宅介護支援事業費	9,763	130	9,893				130	2 給料	40	居宅介護支援事業	130
								3 職員手当等	60		
								4 共済費	20		
								19 負担金補助及び交付金	10		
計	9,763	130	9,893				130				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額			40	60	100	20	120	
補正前の額	1	0	3,123	1,371	4,494	927	5,421	
合 計	1	0	3,163	1,431	4,594	947	5,541	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額					10	50	
	補正前の額		231			706	434	
	合 計	0	231	0	0	716	484	0
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額							60
	補正前の額	0						1,371
	合 計	0						1,431

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	40	1. 制度改正による増減分	40 (1) 給与改定による増減	40
職員手当	60	1. 制度改正による増減分	60 (1) 給与改定による期末手当の増減 (2) 給与改定による勤勉手当の増減	10 50

(B表)

議案 第 106 号

平成 28 年度 日南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 28 年度日南町病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費）

第 10 条 予算第 10 条中、職員給与費「 737,609 千円 」を「 736,995 千円 」に改める。

平成 28 年 12 月 6 日 提 出

鳥取県日南町長 増原 聡

予算に関する説明書

- (1) 平成 2 8 年度 日南町病院事業会計予算実施計画 (1)
- (2) 補正予算給与費明細書 (2)

参 考 資 料

- 平成 2 8 年度 日南町病院事業会計予算の見積書 (5)

1 (病院事業会計)

平成 2 8 年 度 日 南 町 病 院 事 業 会 計 予 算 実 施 計 画
 < 収 益 的 収 入 及 び 支 出 >
 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 . 病院事業費用			1,124,970	0	1,124,970
	1 . 医業費用		1,102,126	0	1,102,126
		1 . 給与費	737,609	614	736,995
		3 . 経費	160,550	414	160,964
		6 . 研究研修費	5,122	200	5,322

給与費明細書

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計	
	特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃金	手当	計			
補正前の額	損益勘定支弁職員	1	63	62,606	230,631	123,504	128,466	545,207	97,632	642,839
			(外賃金職員 42)							
	合計	1	63	62,606	230,631	123,504	128,466	545,207	97,632	642,839
補正額	損益勘定支弁職員		1		1,650	3,488	1,224	614		614
			(外賃金職員 2)							
	合計	0	1	0	1,650	3,488	1,224	614	0	614
合計	損益勘定支弁職員	1	64	62,606	232,281	120,016	129,690	544,593	97,632	642,225
			(外賃金職員 40)							
	合計	1	64	62,606	232,281	120,016	129,690	544,593	97,632	642,225

(A表)

3 (病院事業会計)

手当の内訳	区分	初任給調整手当	地域手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当	
	補正前	12,851	2,885	3,312	7,352	1,059	5,561	4,004	
	補正額	73			50	20			
	合計	12,924	2,885	3,312	7,402	1,079	5,561	4,004	
	区分	特殊勤務手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当	
	補正前	18,869	3,420	3,270	6,646	36,803	19,542	32	
	補正額			74	22	649	336		
	合計	18,869	3,420	3,344	6,668	37,452	19,878	32	
	区分	児童手当	緊急時留保分	合計					
	補正前	1,860	1,000	128,466					
	補正額			1,224					
	合計	1,860	1,000	129,690					

(B表)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,650	1.昇給に伴う増加分	0 (1)	
		2.その他の増減分	1,650	(1) 職員の異動による増額分 1,400 (2) その他 250
手当	1,224	1.制度改正に伴う増減分	0 (1)	0
		2.その他の増減分	1,224	(1) 職員の異動による増額分 239 (2) その他 985

(C表)

5 (病院事業会計)

(参考資料)

平成28年度 日南町病院事業会計予算の見積書
< 収益的収入及び支出 >

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1 . 病院事業費用	1,124,970	0	1,124,970			
1 . 医業費用	1,102,126	0	1,102,126			
1 . 給与費	737,609	614	736,995			
				(給料)	1,650	給与費明細書参照
				医療技術員給	1,400	
				事務員給	250	
				(手当)	1,224	給与費明細書参照
				医療技術員手当	1,224	
				賃金	3,488	
3 . 経費	160,550	414	160,964			
				通信運搬費	414	派遣医師引越、広告の増
6 . 研究研修費	5,122	200	5,322			
				図書費	200	図書購入の増

平成28年12月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	一般会計	・・・	1
	総務課	・・・	2
	企画課	・・・	4
	住民課	・・・	5
	福祉保健課	・・・	7
	保育園	・・・	12
	農林課	・・・	12
	建設課	・・・	16
	教育課	・・・	18
	国民健康保険	・・・	19
	介護保険	・・・	21
	介護サービス事業	・・・	25
	日南病院事業	・・・	26

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1001 一般管理事務	補正前の額	275,649	30	500	682	274,437	
	補正額	790	0	200	0	590	
	補正後の額	276,439	30	700	682	275,027	
<p>○ 事業説明</p> <p>人事院勧告による給与改定により諸手当等の補正。 鳥取県中部地震で被災された自治体に対する見舞金及び夜間の安全確保のためLED防犯外灯設置補助事業の負担金補助及び交付金を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>職員手当等 期末手当、勤勉手当 300 千円 備品購入費 トイレ用ハンドドライヤー 100 千円 負担金補助及び交付金 [鳥取県中部地震見舞金負担金 300千円 390 千円 LED防犯外灯設置補助金 200千円 (10箇所) 退職手当組合負担金 △110千円]</p> <p>○ 財源</p> <p>地方債 過疎債 (ソフト) 200 千円</p>							

02 款 総務費

01 項 総務管理費

05 目 財産管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1007 町有財産整備管理事務	補正前の額	54,440	0	21,200	1,965	31,275	
	補正額	300	0	200	0	100	
	補正後の額	54,740	0	21,400	1,965	31,375	
<p>○ 事業説明</p> <p>生山定住促進団地の造成工事後、住宅区画毎に境界標を復元し設置する必要があるため補正し実施する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>委託料 300 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>地方債 過疎債 (ハード) 200 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

09 款 消 防 費

01 項 消 防 費

01 目 非常備消防費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1041 非常備消防管理運営事務	補正前の額	17,402	400	0	2,890	14,112	
	補正額	106	0	0	0	106	
	補正後の額	17,508	400	0	2,890	14,218	
<p>○ 事業説明</p> <p>日本消防協会優良婦人消防隊の表彰式が平成29年3月7日予定されており、福栄女性消防隊の表彰が内定した。これに伴い、表彰会場である日本消防会館（東京都）までの旅費の増額補正を行う（隊員2名分）。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>旅費 106 千円</p>							

09 款 消 防 費

01 項 消 防 費

04 目 災害対策費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1044 防災対策事業	補正前の額	14,458	3,900	5,000	0	5,558	
	補正額	4,671	3,000	0	0	1,671	
	補正後の額	19,129	6,900	5,000	0	7,229	
<p>○ 事業説明</p> <p>10月21日に発生した鳥取県中部地震で被害を受けた倉吉市へ本町で備蓄中のアルファ化米、保存水、簡易トイレ等を提供した。この為、備蓄品補充の為の増額補正を行う。</p> <p>防災基地建設に伴い借り入れた起債償還にかかる措置として補助事業が創設されたため、県支出金を補正し、その額を減債基金に積み立てを行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>需用費 1,671 千円</p> <p>備蓄品補充 671,000円</p> <p>防災無線機等修繕料 1,000,000円</p> <p>積立金 減債基金積立金 3,000 千円</p> <p>○ 県支出金 鳥取県市町村ヘリコプター臨時場外離着陸場整備促進事業費補助金 3,000 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

07 款 商工費

01 項 商工費

01 目 商工総務費

企 画 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1417 企業支援対策事業	補正前の額	7,233	0	6,500	0	733	
	補正額	900	0	900	0	0	
	補正後の額	8,133	0	7,400	0	733	
<p>○ 事業説明</p> <p>鳥取県西部地域企業立地促進補助金対象者の増 必要額 1,200,000円(4名分) 既予算額 300,000円(1名分) 今回補正額 900,000円(3名分)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>負担金補助及び交付金 900千円</p> <p>○ 財源</p> <p>地方債 過疎債(ソフト) 900千円</p>							

07 款 商工費

01 項 商工費

02 目 観光費

企 画 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1193 観光振興対策事業	補正前の額	11,016	0	0	537	10,479	
	補正額	237	0	0	0	237	
	補正後の額	11,253	0	0	537	10,716	
<p>○ 事業説明</p> <p>日野郡広域交流促進協議会事業負担金の増 日野郡の観光資源の周遊や特産品等とを絡めた3町共通新ご当地グルメ「たたらんち」の開発を継続し、交流人口の増加を目指す。 来春の正式デビュー周知、広報に向け、ホームページの開設、キャンペーンチラシ作成、ランチオンマップデザインの決定作成費用。 既予算額 250,000円 今回補正額 237,000円(3町負担)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>負担金補助及び交付金 237千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

02 款 総務費

02 項 徴税費

住民課

01 目 税務総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1053 税務総務一般管理事務	補正前の額	34,438	6,050	0	0	28,388	
	補正額	2,004	0	0	0	2,004	
	補正後の額	36,442	6,050	0	0	30,392	
<p>○ 事業説明 人事院勧告に伴う職員手当の増額及び土地・家屋台帳履歴管理システムに係る履歴作成(未入力データスキャン作業)業務の追加に伴う増額</p> <p>○ 執行経費 職員手当等 100千円 委託料 1,904千円</p>							

02 款 総務費

03 項 戸籍住民基本台帳費

住民課

01 目 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1055 戸籍住民基本台帳一般事務	補正前の額	13,882	197	0	3,930	9,755	
	補正額	480	0	0	0	480	
	補正後の額	14,362	197	0	3,930	10,235	
<p>○ 事業説明 人事院勧告等に伴う職員給与、職員手当等の補正 カード裏書プリンター(個人番号カード、通知カード、在留カード等対応)機器選定による購入費不足額及び保守料の増額</p> <p>○ 執行経費 一般職給 △ 150千円 職員手当等 66千円 共済費 20千円 委託料 保守料(月額5,760円×3ヶ月=17,280円) 18千円 備品購入費 カード裏書プリンター購入に係る追加補正額 526千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

住 民 課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1061 国民健康保険事業	補正前の額	45,745	23,449	0	0	22,296	
	補 正 額	△ 1,477	△ 1,235	0	0	△ 242	
	補正後の額	44,268	22,214	0	0	22,054	
<p>○ 事業説明</p> <p>職員給与費等繰出金の増額 国保基盤安定負担金の申請額に基づく繰出金の減額</p> <p>○ 執行経費</p> <p>特別会計繰出金 △ 1,477 千円</p> <p>職員給与費等繰出金 170 千円</p> <p>国保保険基盤安定繰出金</p> <p>保険税軽減分 △ 1,504 千円</p> <p>保険者支援分 △ 143 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>国庫支出金 基盤安定負担金 △ 72 千円</p> <p>県支出金 基盤安定負担金 △ 1,163 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務	補正前の額	18,595	0	0	0	18,595	
	補 正 額	10,225	0	0	0	10,225	
	補正後の額	28,820	0	0	0	28,820	

○ 事業説明

- ・平成27年度事業費確定に係る国・県支出金の返還

○ 執行経費

- ・職員手当等 130 千円
- ・償還金利子及び割引料 10,095 千円

【国庫分】

障害者自立支援給付費国庫負担金返還金	2,145,498 円
障害者医療費国庫負担金返還金	3,407,392 円
障害児入所給付費等国庫負担金返還金	96,769 円
特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金	299,475 円
未熟児医療費国庫負担金返還金	87,660 円
臨時福祉給付金給付事業費補助金返還金	921,000 円
臨時福祉給付金給付事務費補助金返還金	37,000 円
子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金	18,000 円
児童扶養手当返還金	167,033 円
母子家庭自立支援給付金返還金	38,000 円

【県費分】

障害者自立支援給付費県負担金返還金	1,072,749 円
鳥取県自立支援医療費(育成医療)負担金返還金	30,750 円
鳥取県自立支援医療費(更生医療)負担金返還金	1,672,946 円
鳥取県障害児通所給付費等負担金返還金	48,385 円
障害者地域生活支援事業補助金返還金	52,030 円

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障害者自立支援制度 運営事業	補正前の額	155,831	116,254	0	0	39,577	
	補正額	131	97	0	0	34	
	補正後の額	155,962	116,351	0	0	39,611	
<p>○ 事業説明</p> <p>児童福祉法に基づき、障がいのある児の自立のために医療等給付を行うとともに、障がい者福祉サービス等利用計画の策定を支援する。</p> <p>障害児通所給付については、障がい児の健全な育成を図る放課後等デイサービスなどの通所給付費などを計上する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>扶助費 131 千円</p> <p>障害児通所給付事業 100 千円</p> <p>障害児相談支援事業 31 千円</p> <p>○ 財 源</p> <p>【国庫支出金】</p> <p>障害児通所給付費等及び肢体不自由児通所医療費等国庫負担金（補助率1/2） 65 千円</p> <p>【県支出金】</p> <p>障害児通所給付費等及び肢体不自由児通所医療費等県負担金（補助率1/4） 32 千円</p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1539 支え愛ネットワーク 構築事業	補正前の額	9,002	2,000	0	0	7,002	
	補正額	648	0	0	0	648	
	補正後の額	9,650	2,000	0	0	7,650	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金（国）</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利子及び割引料 648 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1540 生活困窮者自立支援事業	補正前の額	4,646	822	0	0	3,824	
	補正額	426	0	0	0	426	
	補正後の額	5,072	822	0	0	4,250	
<p>○ 事業説明 平成27年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金等</p> <p>○ 執行経費 職員手当等 20 千円 償還金利子及び割引料 406 千円</p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1541 臨時福祉給付金・子育て給付金事業	補正前の額	50,136	50,136	0	0	0	
	補正額	1,164	1,164	0	0	0	
	補正後の額	51,300	51,300	0	0	0	
<p>○ 事業説明 消費費税の引上げに際し、低所得の住民に対する適切な配慮を行なうため、暫定的・臨時的措置として実施する臨時福祉給付金（経済対策分）の年度内実施に係る費用の補正</p> <p>○ 執行経費 需用費 69 千円 役務費 郵券料 123 千円 委託料 システム改修委託料 972 千円</p> <p>○ 財源 国庫支出金 臨時福祉給付金事務費補助金（補助率 10/10） 1,164 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1291 地域子育て支援事業	補正前の額	24,604	6,804	0	12,298	5,502	
	補正額	104	0	0	0	104	
	補正後の額	24,708	6,804	0	12,298	5,606	
<p>○ 事業説明 平成27年度事業費確定に係る国庫負担金の返還等</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 104千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度子ども子育て支援交付金返還金(国) 44千円 ・平成27年度繰越子どものための教育・保育事業補助金返還金(国) 16千円 ・平成27年度鳥取県子ども子育て支援交付金返還金 44千円 							

03 款 民 生 費

03 項 生活保護費

福祉保健課

01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1506 生活保護総務費	補正前の額	19,151	578	0	0	18,573	
	補正額	9,704	0	0	0	9,704	
	補正後の額	28,855	578	0	0	28,277	
<p>○ 事業説明 人事院勧告に伴う職員給料等の補正及び平成27年度事業費確定に係る国庫負担金の返還等</p> <p>○ 執行経費 給料 80千円 職員手当等 100千円 償還金利子及び割引料 9,524千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度生活保護費等国庫負担金返還金(国) 9,504千円 ・平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金(国) 20千円 							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

02 目 保育園費

保 育 園

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1004 保育園管理運営事務	補正前の額	173,661	11,282	1,100	1,665	159,614	
	補 正 額	392	0	0	0	392	
	補正後の額	174,053	11,282	1,100	1,665	160,006	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園暖房機器・水道等部品交換等修繕費 ・にちなん保育園・石見保育園、保育用備品の動作不良による更新 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員手当等 200 千円 ・ 需用費(建物設備修繕料) 150 千円 ・ 備品購入費 (CDラジカセ・防水デジタルカメラ) 42 千円 							

06 款 農林水産費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1146 21世紀水田農業確立 対策事業	補正前の額	41,156	13,710	11,600	0	15,846	
	補 正 額	5,227	5,227	0	0	0	
	補正後の額	46,383	18,937	11,600	0	15,846	
<p>○ 事業説明</p> <p>担い手確保・経営強化支援事業 力強く持続可能な農業構造を実現するため、意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械の導入を支援する。(事業主体:町内認定農業者2名) ※国のTPP関連対策の一つとして設けられた国庫補助制度。</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金補助及び交付金 機械導入に係る補助金 5,227 千円 (県1/2、事業者1/2) <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 県支出金 鳥取県担い手確保・経営強化支援事業 (10/10) 5,227 千円 							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1159 中山間地域等直接支払推進事業	補正前の額	186,118	140,184	0	2	45,932	
	補正額	1,793	1,335	0	15	443	
	補正後の額	187,911	141,519	0	17	46,375	
<p>○ 事業説明</p> <p>集落連携・機能維持加算金及び超急傾斜農地保全管理加算金の増額及び過年度分超急傾斜農地保全管理加算金の国及び県費分の返還</p> <p>(1) H28新規に集落連携・機能維持に取り組む協定(東西古市・印賀・宝谷協定の合併) 交付対象面積 282,001㎡</p> <p>(2) H28新規に超急傾斜農地保全管理に取り組む協定(花口1・上萩山協定) 交付対象面積 155,673㎡</p> <p>(3) 国庫及び県補助金返還金 1協定(対象面積2,549㎡)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>負担金補助及び交付金 1,781 千円</p> <p>償還金利子及び割引料 12 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>県支出金 農地を守る直接支払事業費交付金(補助率3/4 国1/2・県1/4) 1,335 千円</p> <p>諸収入 中山間地域等直接支払交付金集落交付金過年度分返還金(協定分) 15 千円</p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1516 鳥獣被害対策事業	補正前の額	16,039	10,498	0	840	4,701	
	補正額	532	250	0	0	282	
	補正後の額	16,571	10,748	0	840	4,983	
<p>○ 事業説明</p> <p>捕獲実績の増加見込みに伴う有害鳥獣捕獲奨励金の増額</p> <p>イノシシ 50頭分追加(年間捕獲実績見込み200頭)</p> <p>アナグマ他小動物 16頭分追加(年間捕獲実績見込み26頭)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>報償費 532 千円</p> <p>イノシシ 10千円×50頭</p> <p>アナグマ他 2千円×16頭</p> <p>○ 財源</p> <p>県支出金 有害鳥獣対策事業費補助金(イノシシ) (県 1/2) 250 千円</p>							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農 林 課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1532 旨い野菜の里づくり 事業	補正前の額	80,317	30,353	20,000	0	29,964	
	補 正 額	743	342	0	0	401	
	補正後の額	81,060	30,695	20,000	0	30,365	

○ 事業説明

(1) 平成28年度ブロッコリー産地再生緊急支援事業
台風16号を中心とした長雨の影響により、生育途中のブロッコリーに葉枯れ、黒腐病などが発生し、出荷不能に陥る被害が本町を含めた西部地域で相次いだ。産地の維持・継続を図るため、生育途中のブロッコリーの病気の発生を防止する対策に要した経費(追加防除)、来年度の再生産に要する経費(種苗代、肥料代、農薬代)を助成する。

○ 執行経費

負担金補助及び交付金 743 千円

平成28年度ブロッコリー産地再生緊急支援事業

①緊急防除支援事業 24 千円

対象面積：161.2a × 基準経費：2,200円/10a = 35,464円 × 2/3

補助率内訳…県1/3、町1/3 計2/3

②産地再生緊急支援事業 719 千円

※圃場ごとの被害程度により、基準経費76,000円/10aをもとに補助額を算出

(80%以上) 対象面積：205.9a

県補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.6 × 1/3

町補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.7 × 1/3

(60~80%) 対象面積：2.5a

県補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.4 × 1/3

町補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.5 × 1/3

(30~60%) 対象面積：27.7a

県補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.2 × 1/3

町補助：(対象面積) × (基準経費) × 0.3 × 1/3

○ 財源

県支出金 ブロッコリー産地再生緊急支援事業費補助金 342 千円

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

農 林 課

02 目 林業振興費

(単位:千円)

事 業 名	金 額	財 源 内 訳				備 考
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1178 町造林事業	補正前の額	107,254	43,455	0	63,799	0
	補 正 額	△ 831	0	0	△ 831	0
	補正後の額	106,423	43,455	0	62,968	0

○ 事業説明

人事院勧告に伴う人件費等の補正及び高性能林業機械購入額の確定等による予算の減額等

○ 執行経費

給与

支出見込額の増加に伴う増額 30 千円

職員手当等

支出見込額の増加に伴う増額

・ 期末手当 10 千円

・ 勤勉手当 70 千円

賃金

雪害に伴う直営作業量の増加に伴う増額 506 千円

旅費

支出見込額の増加に伴う増額 221 千円

使用料及び賃借料

高性能林業機械レンタル費用額確定に伴う減額 △ 600 千円

備品購入費

グラップル・ウインチ付バックホウ(0.25)購入額の確定に伴う減額 △ 1,068 千円

○ 財 源

財産収入 町有林間伐材売払収入 △ 831 千円

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

農 林 課

02 目 林業振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1183 森林保全総合対策事業	補正前の額	112,590	67,304	0	1,360	43,926	
	補正額	83,590	59,571	23,800	0	219	
	補正後の額	196,180	126,875	23,800	1,360	44,145	
<p>○ 事業説明</p> <p>木材加工工場等の原木需要増や多様な素材需要に対応するため選木機を導入し、山土場で選別をおこなっているものを受入側で行う事により、素材生産側の省力化を進め生産性の向上、多様な需要への対応を図る。</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 40千円 ・共済費 150千円 ・負担金補助及び交付金 83,400千円 <p style="margin-left: 40px;">合板・製材生産性強化対策事業補助金 (補助率 国:1/2、町:1/5)</p> <p style="margin-left: 40px;">事業主体:日南町森林組合 事業費:119,142千円</p> <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 県支出金 合板・製材生産性強化対策事業補助金(補助率1/2) 59,571千円 地方債 過疎債(ソフト) 23,800千円 							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

建 設 課

05 目 農地費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1113 農道等維持管理事業	補正前の額	5,411	0	0	0	5,411	
	補正額	5,600	0	0	0	5,600	
	補正後の額	11,011	0	0	0	11,011	
<p>○ 事業説明</p> <p>農道維持工事精査による増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝清掃、影切り倒木処理等による応急処理 ・冬季の積雪による、倒木処理等対応 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負費 5,600千円 							

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1114 国土調査事業	補正前の額	208,096	148,415	0	0	59,681	
	補正額	△ 70,000	△ 52,500	0	0	△ 17,500	
	補正後の額	138,096	95,915	0	0	42,181	
<p>○ 事業説明 補助金確定による不用額</p> <p>○ 執行経費 委託料</p> <p>○ 財源 県補助金</p>							<p>△ 70,000 千円</p> <p>△ 52,500 千円</p>

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

03 目 林道費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1458 林道新設改良事業	補正前の額	87,760	44,200	40,800	0	2,760	
	補正額	△ 5,400	0	△ 5,400	0	0	
	補正後の額	82,360	44,200	35,400	0	2,760	
<p>○ 事業説明 県営窓山林道の事業費減による負担金の減額等</p> <p>○ 執行経費 需用費 工事請負費 負担金補助及び交付金</p> <p>○ 財源 過疎債(農山漁村整備事業) 過疎債(道整備推進交付金)</p>							<p>100 千円</p> <p>△ 100 千円</p> <p>△ 5,400 千円</p> <p>△ 2,600 千円</p> <p>△ 2,800 千円</p>

平成 28 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

08 款 土木費

02 項 道路橋梁費

建設課

02 目 道路維持費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	351,258	203,233	78,500	2,524	67,001	
	補正額	88	0	0	0	88	
	補正後の額	351,346	203,233	78,500	2,524	67,089	
<p>○ 事業説明 道の駅、防災基地等の開設により、除雪車両の増強(1台)が必要となったため役務費(代行料・保険料)に不足が生じるため増額補正</p> <p>○ 執行経費 役務費</p>							88 千円

10 款 教育費

05 項 社会教育費

教育課

04 目 図書館費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1262 図書館管理運営事務	補正前の額	24,262	0	0	101	24,161	
	補正額	510	0	0	350	160	
	補正後の額	24,772	0	0	451	24,321	
<p>○ 事業説明 人事院勧告による職員給与増額による補正 平成28年度ふるさと納税寄附金(寄附目的:図書充実など)による、図書購入費の増額</p> <p>○ 執行経費 給料 50 千円 職員手当等 110 千円 備品購入費(図書) 350 千円</p> <p>○ 財源 寄附金(ふるさと納税寄附金) 350 千円</p>							

平成28年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

02 項 高額療養費

住民課

01 目 一般被保険者高額療養費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1081 保険給付事業	補正前の額	55,000	44,000	0	11,000	0	
	補正額	3,056	3,056	0	0	0	
	補正後の額	58,056	47,056	0	11,000	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分高額療養費見込額増による増額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 3,056 千円</p> <p>○ 財源 療養給付費等負担金 3,056 千円</p>							

04 款 共同事業拠出金

01 項 共同事業拠出金

住民課

01 目 高額医療費拠出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1089 高額医療費共同事業	補正前の額	13,131	6,564	0	6,567	0	
	補正額	7,307	3,654	0	3,653	0	
	補正後の額	20,438	10,218	0	10,220	0	
<p>○ 事業説明 高額薬剤保険適用の影響による、高額医療費共同事業拠出金見込額の増による増額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 7,307 千円</p> <p>○ 財源 7,307 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">高額医療費共同事業負担金(国) 1,827 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">高額医療費共同事業負担金(県) 1,827 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">前期高齢者交付金 3,653 千円</p>							

平成28年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

04 款 共同事業拠出金

01 項 共同事業拠出金

住民課

02 目 保険財政共同安定化事業拠出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1462 保険財政共同安定化事業拠出金	補正前の額	164,161	0	0	164,161	0	
	補正額	△ 19,173	0	0	△ 19,173	0	
	補正後の額	144,988	0	0	144,988	0	
<p>○ 事業説明 保険財政共同安定化事業拠出金見込額の減による減額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 △ 19,173 千円</p> <p>○ 財源 △ 19,173 千円 保険財政共同安定化事業交付金 △ 5,012 千円 前期高齢者交付金 △ 14,161 千円</p>							

07 款 諸支出金

01 項 償還金及び還付加算金

住民課

03 目 国庫負担金還付金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1094 国庫補助金還付金管理	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	32,340	0	0	32,340	0	
	補正後の額	32,340	0	0	32,340	0	
<p>○ 事業説明 平成27年度特定健診・保健指導費負担金確定による国庫返還金 平成27年度療養給付費負担金確定による国庫返還金</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 32,340 千円 特定健診・保健指導費負担金分 90 千円 療養給付費負担金分 32,250 千円</p> <p>○ 財源 32,340 千円 国保財政調整基金繰入金</p>							

平成28年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

01 款 総務費

01 項 総務管理費

福祉保健課

01 目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考								
			国県支出金	地方債	その他	一般財源									
1308 一般管理事務	補正前の額	26,781	0	0	0	26,781									
	補正額	1,246	0	0	0	1,246									
	補正後の額	28,027	0	0	0	28,027									
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費見込みの増 ・ 介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修 <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料</td> <td style="text-align: right;">40 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員手当等</td> <td style="text-align: right;">110 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託料</td> <td style="text-align: right;">1,076 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職手当組合負担金</td> <td style="text-align: right;">20 千円</td> </tr> </table>								給料	40 千円	職員手当等	110 千円	委託料	1,076 千円	退職手当組合負担金	20 千円
給料	40 千円														
職員手当等	110 千円														
委託料	1,076 千円														
退職手当組合負担金	20 千円														

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

01 目 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1315 保険給付事務	補正前の額	229,000	105,288	0	99,479	24,233			
	補正額	5,000	0	0	0	5,000			
	補正後の額	234,000	105,288	0	99,479	29,233			
<p>○ 事業説明</p> <p>居宅介護サービス給付費の見込み額の増</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負担金補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">5,000 千円</td> </tr> </table>								負担金補助及び交付金	5,000 千円
負担金補助及び交付金	5,000 千円								

平成28年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

03 目 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1317 保険給付事務	補正前の額	420,000	184,254	0	193,304	42,442	
	補正額	6,000	0	0	0	6,000	
	補正後の額	426,000	184,254	0	193,304	48,442	
<p>○ 事業説明 施設介護サービス給付費の見込み額の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 6,000 千円</p>							

02 款 保険給付費

01 項 介護サービス等諸費

福祉保健課

07 目 居宅介護サービス計画給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1321 保険給付事務	補正前の額	42,000	18,425	0	17,409	6,166	
	補正額	1,000	0	0	0	1,000	
	補正後の額	43,000	18,425	0	17,409	7,166	
<p>○ 事業説明 居宅介護サービス計画給付費の見込み額の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 1,000 千円</p>							

平成28年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

07 項 介護予防サービス等諸費

福祉保健課

01 目 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1427 保険給付事務	補正前の額	14,000	7,019	0	6,632	349	
	補正額	1,000	0	0	0	1,000	
	補正後の額	15,000	7,019	0	6,632	1,349	
<p>○ 事業説明 介護予防サービス給付費の見込み額の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 1,000 千円</p>							

02 款 保険給付費

07 項 介護予防サービス等諸費

福祉保健課

03 目 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1429 保険給付事務	補正前の額	1,500	659	0	622	219	
	補正額	3,000	0	0	0	3,000	
	補正後の額	4,500	659	0	622	3,219	
<p>○ 事業説明 地域密着型介護予防サービス給付費の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 3,000 千円</p>							

平成28年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

05 款 地域支援事業費

01 項 介護予防・生活支援サービス事業費

福祉保健課

01 目 サービス事業費

(単位: 千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1439 訪問型サービス事業	補正前の額	9,124	2,965	0	3,782	2,377	
	補正額	2,100	0	0	0	2,100	
	補正後の額	11,224	2,965	0	3,782	4,477	
<p>○ 事業説明 訪問型サービス見込み額の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 2,100 千円</p>							

05 款 地域支援事業費

01 項 介護予防・生活支援サービス事業費

福祉保健課

01 目 サービス事業費

(単位: 千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1440 通所型サービス事業	補正前の額	24,871	8,096	0	10,325	6,450	
	補正額	7,772	0	0	0	7,772	
	補正後の額	32,643	8,096	0	10,325	14,222	
<p>○ 事業説明 通所型サービス見込み額の増</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 7,772 千円</p>							

平成28年度 介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)説明資料

02 款 サービス事業費

01 項 居宅介護事業費

福祉保健課

01 目 居宅介護事業費

(単位: 千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1407 居宅介護事業	補正前の額	12,697	0	9,600	1,002	2,095	
	補正額	△ 130	0	0	0	△ 130	
	補正後の額	12,567	0	9,600	1,002	1,965	
<p>○ 事業説明 あかねの郷機械室修繕工事契約による減</p> <p>○ 執行経費 工事請負費 △ 130 千円</p>							

02 款 サービス事業費

02 項 居宅介護支援事業費

福祉保健課

01 目 居宅介護支援事業費

(単位: 千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考								
			国県支出金	地方債	その他	一般財源									
1336 居宅介護支援事業	補正前の額	9,763	0	0	3,783	5,980									
	補正額	130	0	0	0	130									
	補正後の額	9,893	0	0	3,783	6,110									
<p>○ 事業説明 人件費見込み額の増</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料</td> <td style="text-align: right;">40 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員手当等</td> <td style="text-align: right;">60 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共済費</td> <td style="text-align: right;">20 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職手当組合負担金</td> <td style="text-align: right;">10 千円</td> </tr> </table>								給料	40 千円	職員手当等	60 千円	共済費	20 千円	退職手当組合負担金	10 千円
給料	40 千円														
職員手当等	60 千円														
共済費	20 千円														
退職手当組合負担金	10 千円														

平成28年度 日南町病院事業会計(収益的収支)補正予算(第1号)説明資料

02 款 病院事業費用

11 項 医業費用

01 目 給与費

日南病院

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業給与費	補正前の額	737,609	0	0	0	737,609	
	補正額	△ 614	0	0	0	△ 614	
	補正後の額	736,995	0	0	0	736,995	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 給与費</p> <p>医療技術員給 1,400 千円</p> <p>事務員給 250 千円</p> <p>医療技術員手当 1,224 千円</p> <p>薬剤師1名採用予定及び給与改定、事務職員育児休業早期復帰のため調整</p> <p>賃金 △ 3,488 千円</p> <p>職員退職による調整</p>							

02 款 病院事業費用

11 項 医業費用

05 目 経費

日南病院

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業経費	補正前の額	160,550	0	0	0	160,550	
	補正額	414	0	0	0	414	
	補正後の額	160,964	0	0	0	160,964	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 経費</p> <p>通信運搬費 414 千円</p> <p>派遣医師引越費用、職員募集広告費の増加</p>							

02 款 病院事業費用

11 項 医業費用

11 目 研究研修費

日南病院

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業研究研修費	補正前の額	5,122	0	0	0	5,122	
	補正額	200	0	0	0	200	
	補正後の額	5,322	0	0	0	5,322	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 研究研修費</p> <p>図書費 200 千円</p> <p>図書購入の増加</p>							

【捕獲による対策について】

イノシシ及びシカの有害捕獲捕獲数

期間:3月1日～10月31日(有害捕獲期間・猟期外)

・外数:イノシシの捕獲頭数

・():シカの捕獲頭数

地区名	H25	H26	H27	合計	H28
阿毘縁	0(0)	5(0)	1(0)	6(0)	2(0)
大宮	16(0)	16(0)	13(0)	45(0)	15(0)
山上	5(0)	9(0)	5(0)	19(0)	18(0)
多里	38(0)	87(0)	80(2)	205(2)	82(2)
日野上	0(0)	35(1)	21(0)	56(1)	36(0)
福栄	2(0)	9(0)	6(1)	17(1)	13(1)
石見	20(0)	26(0)	9(0)	55(0)	33(1)
合計	81(0)	187(1)	135(3)	403(4)	199(4)

見込み200頭

小動物の有害捕獲捕獲数

期間:5月20日～9月30日

小動物名	H27	H28
アナグマ	5	17
タヌキ	4	9
イタチ	0	0
テン	0	0
ハクビシン	0	0
ヌートリア	0	0
合計	9	26

* 捕獲奨励金はH28年度から交付

捕獲従事者数(猟友会員):免許所持状況

地区名	H27				H28			
	銃のみ	銃と罠 両方	罠のみ	銃のみ	銃のみ	銃と罠 両方	罠のみ	銃のみ
阿毘縁	4	3	1	0	4	3	1	0
大宮	3	1	2	0	3	1	2	0
山上	9	4	4	1	10	5	4	1
多里	7	4	2	1	7	4	2	1
日野上	5	3	2	0	5	3	2	0
福栄	7	6	1	0	7	6	1	0
石見	10	6	4	0	10	6	4	0
合計	45	27	16	2	46	28	16	2

地区別:捕獲移動オリ貸出し状況

(単位:基)

地区名	貸出し合計
阿毘縁	13
大宮	11
山上	18
多里	9
日野上	11
福栄	13
石見	14
合計	89

イノシシ捕獲方法別頭数

有害捕獲期間

捕獲方法	H27	H28
オリによる捕獲	46	66
くくりわなによる捕獲	75	116
銃による捕獲	14	17
合計	135	199

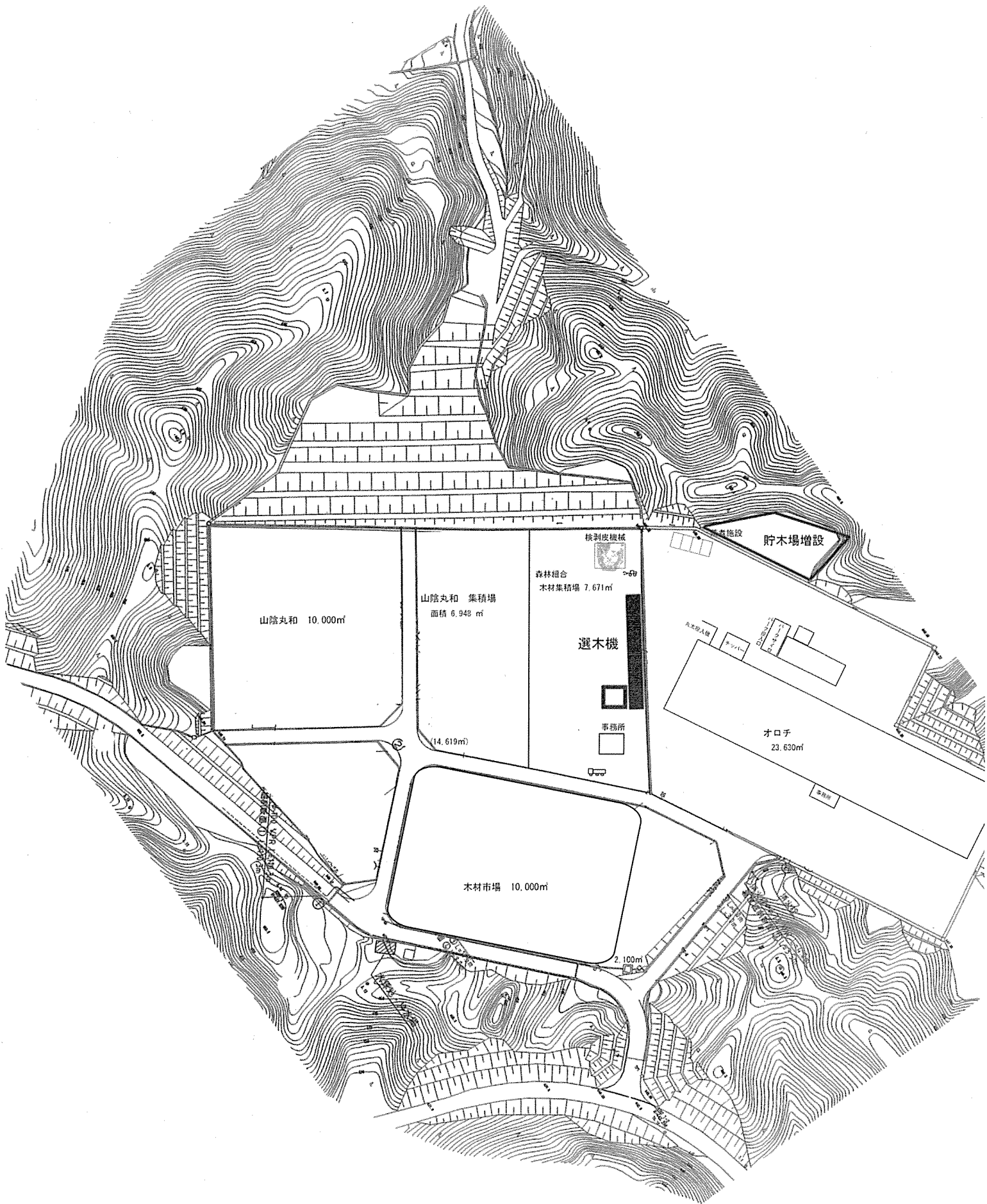
地区別:くくりワナ設置補助状況

(単位:基)

地区名	H26	H27	H28	合計
阿毘縁	0	0	0	0
大宮	0	0	0	0
山上	0	1	0	1
多里	0	12	0	12
日野上	0	0	0	0
福栄	5	0	5	10
石見	0	0	0	0
合計	5	13	5	23

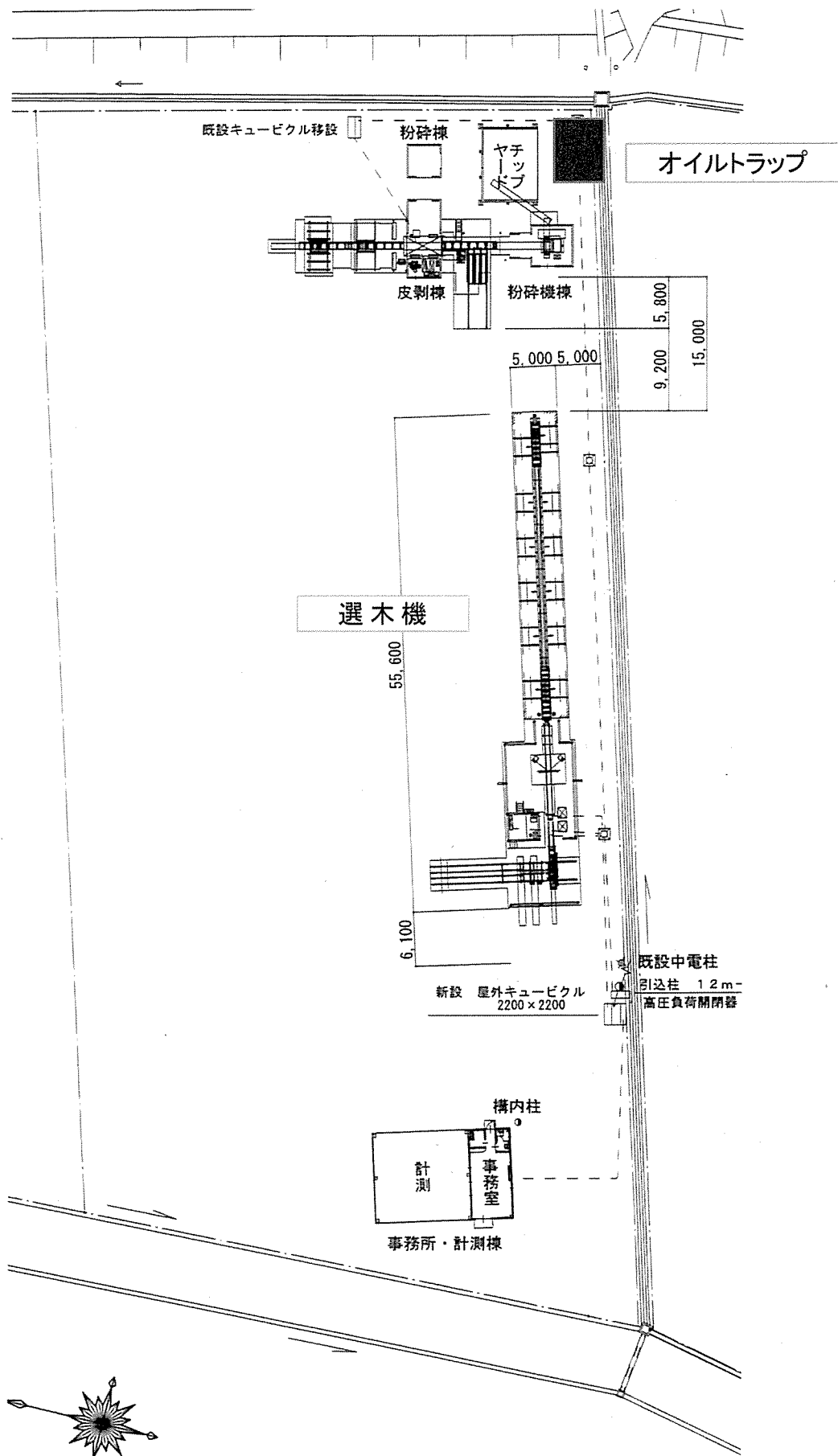
イノシシによる農作物被害額

H20	5,164千円
H21	2,522千円
H22	7,568千円
H23	2,280千円
H24	1,774千円
H25	2,965千円
H26	5,063千円
H27	1,142千円
H28 集計中	572千円



日南町森林組合 選木機 配置図

工事予定 : 平成29年1~2月 設備設計 平成29年8~9月 工事完了

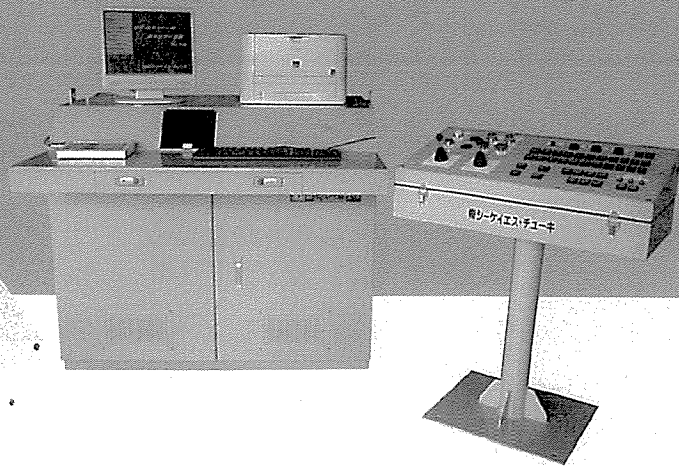


パイオニアならではの豊富な経験と実績。
安定した技術で信頼性も一段とアップ!

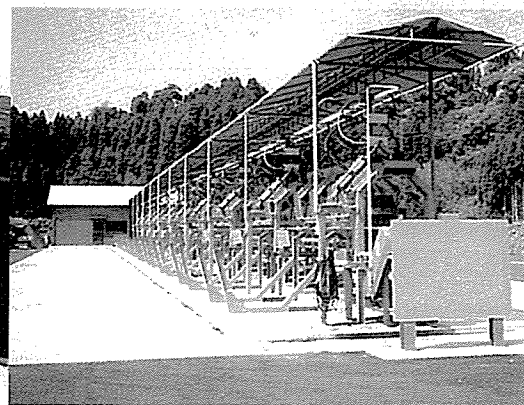
LX-2S-500・600 LX-3SC-500・600

ログスキャナー

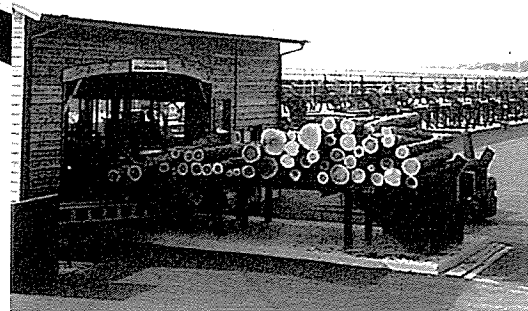
CKS
LOG SCANNER
LX-3SC500型



スキャナー装置



上蹴り仕分装置



搬入装置

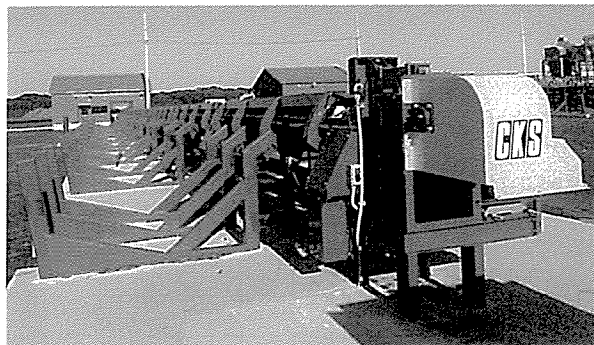
3方向計測の曲がり計測機能付も
ラインナップ!



CKSの独創技術で開発、客先ニーズに応えた細かな配慮

LX-2S-500・600 LX-3SC-500・600 ログスキャナー

特 長



下蹴り仕分装置

- 処理本数 1日3,500本～4,500本。(10本/分)
- 仕分けパターンの設定、変更、記憶、読み出しが容易。
- 1ポケット最大4種類の仕分け設定が可能。
- 出荷者番号と出荷者名の登録が可能。
- 専用キーボードによる誤操作の防止、操作性の向上。
- 光学的センサによる原木の検寸。
- 桎締めによる桎番設定変更が容易にできます。
- 事務所コンピュータ(OA)とのLAN及びフラッシュメモリによる通信が可能。

オプション

- 各ポケットの満量本数設定が可能。
- LX-3SCには曲がり計測機能の装着も可能(オプション1)
- LX-3SC-500には曲がり計測精度向上のため、より安定して原木を送材するべく、コンベアがログスキャナを貫通したタイプもラインナップ(オプション2)

仕 様

機 種	LX-2S-500	LX-3SC-500 (オプション1,2)	LX-2S-600	LX-3SC-600 (オプション1)
計 測 方 向	2方向	3方向	2方向	3方向
径 級 計 測 単 位	2mm	2mm	2mm	2mm
長 さ 計 測 単 位	10mm	10mm	10mm	10mm
径 級 計 測 方 法	赤外ダイオード	赤外ダイオード	赤外ダイオード	赤外ダイオード
原 木 送 材 速 度	60m/min	60m/min	60m/min	60m/min
最 大 通 過 径	54cm	54cm	66cm	66cm
原 木 計 測 可 能 径	3～46cm	3～46cm	3～56cm	3～56cm
セ ン サ ー 幅	520mm	520mm	624mm	624mm

※仕様規格および外観は、予告なく変更する場合があります。

CKS 株式会社 シーケイエス・チューキ

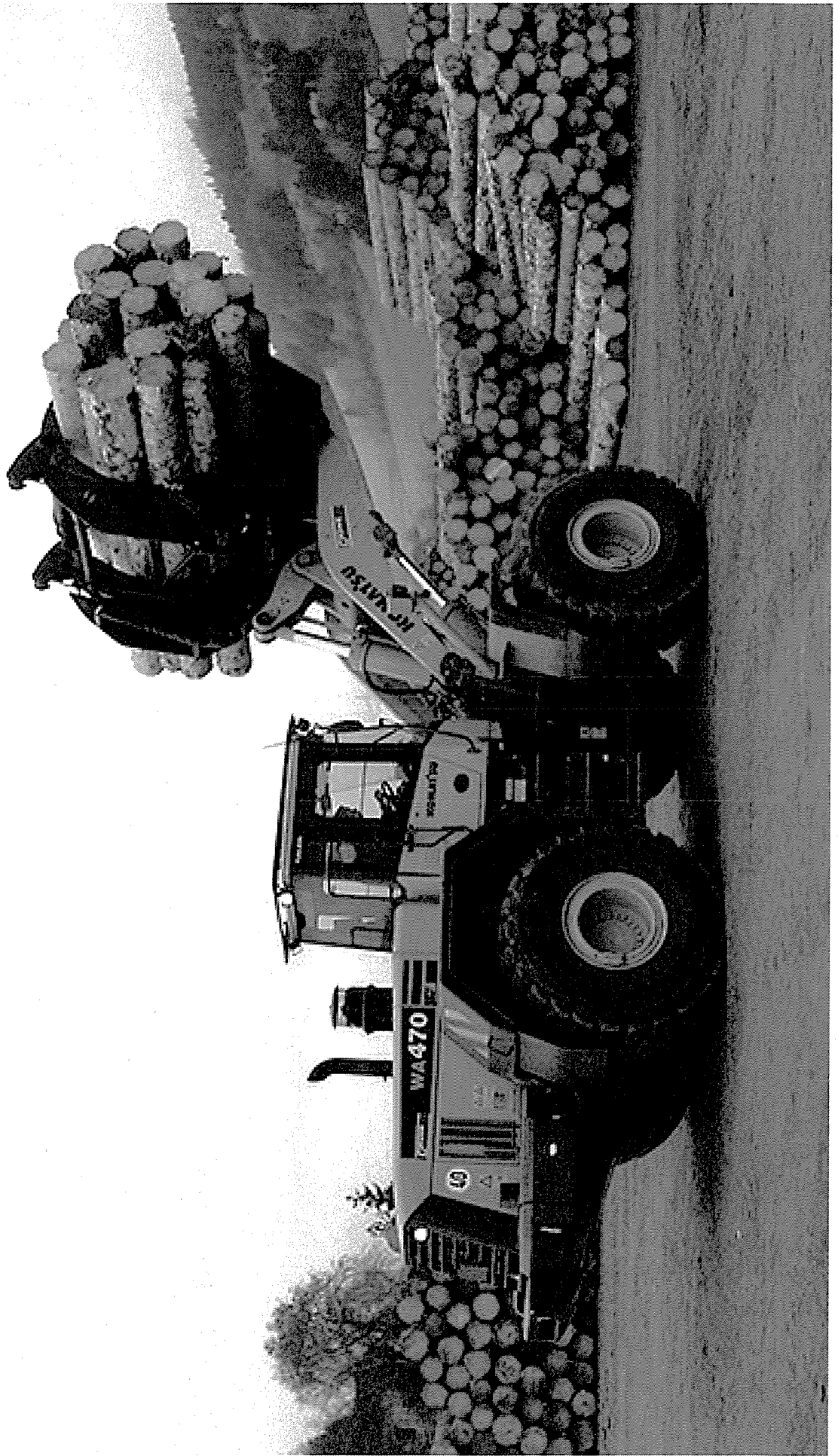
代理店

本社・工場 〒721-8505 広島県福山市箕島町6280-10
URL: <http://www.ckschuki.co.jp/> E-mail: honsha-eigyout1@ckschuki.co.jp

TEL. (084) 920-3311 FAX. (084) 920-3345

CKS CORPORATION HEAD OFFICE & PLANT:
6280-10 MINOSHIMA-CHO, FUKUYAMA-CITY, HIROSHIMA-PREF, JAPAN.

新潟営業所 〒950-0076 新潟市中央区沼垂西3丁目10-16 TEL. (025) 245-6013 FAX. (025) 241-6428
大阪営業所 〒563-0341 大阪府豊能郡能勢町宿野170-35 TEL. (072) 731-2880 FAX. (072) 734-4088
広島営業所 〒734-0024 広島市南区仁保新町2丁目11-35 TEL. (082) 890-3123 FAX. (082) 890-3125
山陰営業所 〒698-0026 鳥取県益田市おけぼの本町4-3 丸山ビル2階23号 TEL. (0856) 22-3240 FAX. (0856) 22-3238
九州営業所 〒841-0035 佐賀県鳥栖市東町1丁目1020-2 TEL. (0942) 84-2881 FAX. (0942) 84-2886





907M

ホイールローダ

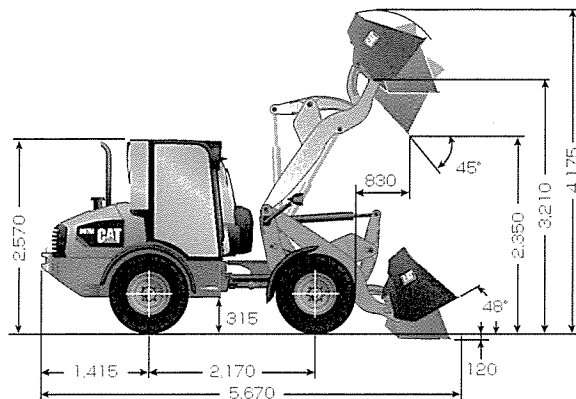


運転質量	6,000kg
バケット容量	1.0m ³
エンジン定格出力	52kW(71PS)

砂運はキャブ仕様のものです。

907M ホイールローダ

外形図 (単位: mm)



主要諸元

運 転 質 量	kg	907M	6,000
バ ケ ッ ト 容 量	m ³	1.0	
常 用 荷 重	kg	1,650	
最小旋回半径 (ウツリ側キャブ・オプション)	mm	4,530	
全 長	mm	5,670	
全 幅	mm	1,880	
主 幅	mm	2,050	
全高 (キャブ上端まで)	mm	2,570	
ホイールベース	mm	2,170	
トレッド (前後輪とも)	mm	1,475	
最低地上高	mm	315	
名 称	Cat C3.3B DIT ディーゼルエンジン		
形 式	4サイクル水冷直列直噴式 ターボチャージャー付		
シリンダ数・内径×行程	4-94mm×120mm		
総行程容積	ℓ	3,331	
定格出力/回転数	kW(PS)/min ⁻¹ (rpm)	52(71)/2,400(2,400)	
形 式	HST		
速 度 段	前進3段、後進3段		
最高速度 前進/後進	km/h	34/30	
HSTポンプ/モータ形式	可変容量ピストン式		
タイヤサイズ	340/80 R18		
サービスブレーキ形式	油圧式 前輪湿式ディスクブレーキ		
駐車ブレーキ形式	機械式 推進輪制動キャリパ型乾式ディスクブレーキ		
形 式	フレーム屈折式 パワーステアリング		
操 向 角 度	度	左右39	
燃料タンク (軽油)	ℓ	78	
冷 却 水	ℓ	24	
ク ラ ン ク ケ ース	ℓ	10	

単位は国際単位系によるSI単位です。()内の数値は旧表示を併記したものです。

装備品

●: 標準装備 ○: オプション

	仕様内訳	907M
作業装置	ゼネラルパーパスバケット(1.0m ³)	●
	マルチパーパスバケット(0.7m ³)	○
	フォークキャレッジ	○
	パレットフォーク	○
	油圧式クイックカブラ(パーチカルタイプ)	●
油圧システム	油圧装置(3/0レブ, 2レバークontrol)	●
	油圧装置(3/0レブ, 1レバークontrol)	○
	ハイフローシステム*	○
	ライドコントロールシステム&クリーンコントロール	○
タイヤ&リム	340/80 R18 ラジアルタイヤ	●
運転席	ROPS/FOPSキャブ	●
	サスペンションシート(ファブリック)	●
	スライト開閉式窓(左右)	●
	ヒーター&エアコンディショナ	●
	AUX端子付自動選局AM/FMラジオ	●
	間欠式フロントワイパ	●
	リアワイパ	●
リアサンスクリーン	○	
その他	ROPS/FOPSキャブ/サスペンションシート(ビニール)	○
	作業灯(キャブブルーフアウント 前後各2灯)	●
	ライトガード	○
	車検装備品	●
	サイクロン式ブレクリーナ	○
	ダイヤモンドファン	○
	ディファレンシャルロック	○
	エンジンブロックヒータ(120V)	○
	アンチフリーズクーラント	○
	ワークツール用ハーネス	○
	バックアップアラーム	○
	追加ステップ	○
キーパッド式マシンセキュリティシステム(MSS)	○	
工具一式	●	

*ワークツール用ハーネス含む

キャタピラージャパン株式会社

本社(代表) 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 〒158-8530 TEL.03-5717-1121 (HPアドレス) http://www.cat.com/ja_JP/

労働安全衛生法に基づき総重量3トン未満の建設機械の運転には事業者が実施する「小型車両系建設機械運転技能特別教育」の修了が必要です。

労働安全衛生法に基づき総重量3トン以上の「車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)および(解体用)の運転」には登録教育機関の行う「技能講習」を受講し修了証の取得が必要です。

CATERPILLAR, Caterpillar, CAT, Cat及びACERTはCaterpillar Inc.の登録商標です。

掲載写真はカタログ用ポーズをつけて撮影したものです。機械から離れる場合は必ず作業装置を接地させてください。掲載写真は標準仕様と一部異なる場合があります。

仕様は予告なく変更することがあります。



本機をご使用の際は、必ず取扱説明書をよく読み、正しくお使いください。故障や事故などを防止する為、定期点検を必ず行ってください。

2119C1-02(0915)

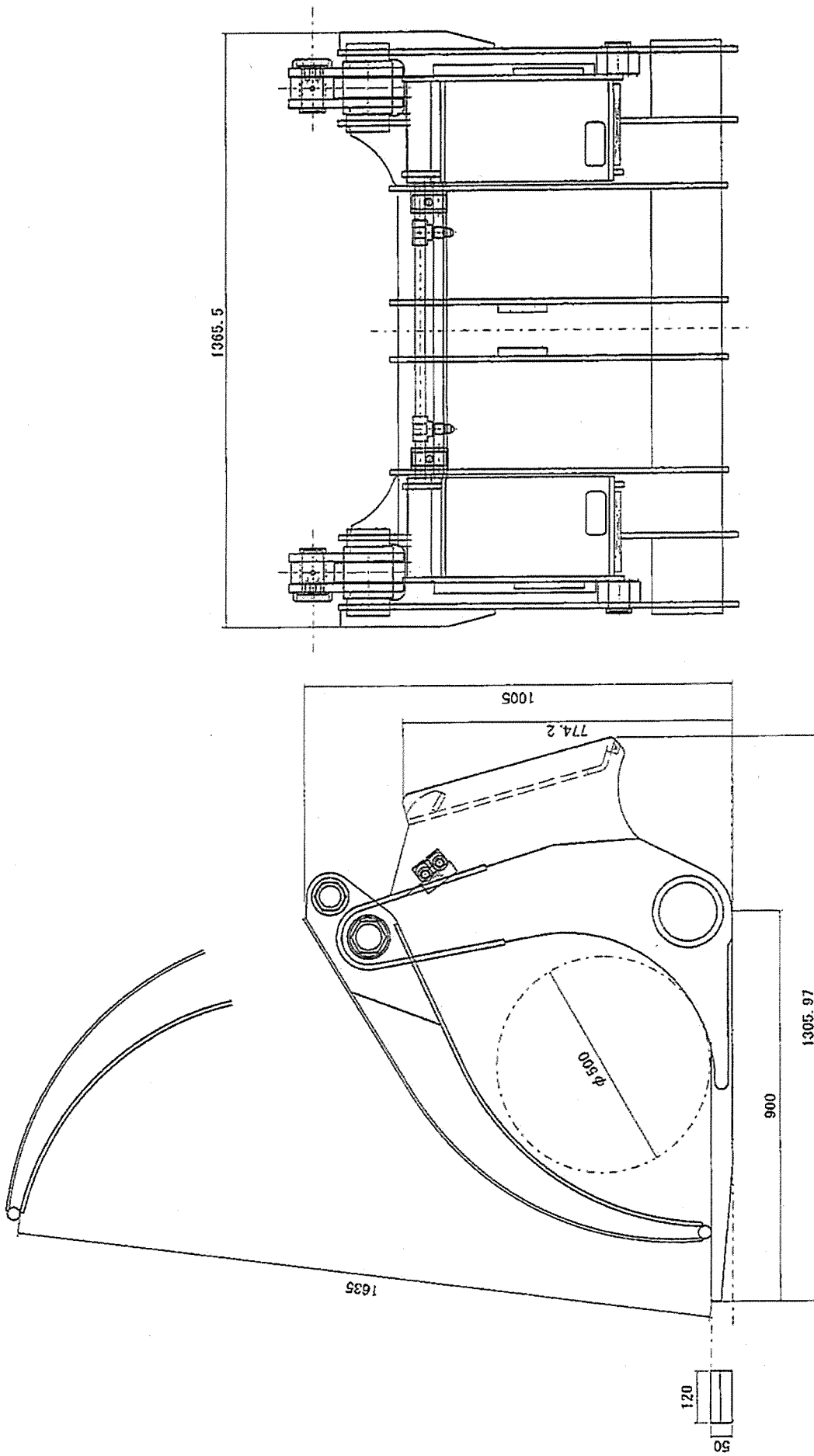


ログフオーク
RGF-80

CAT907 ワンタッチ仕様

2016.9.1

議案第100号資料



1.0~3.5ton エンジン フォークリフト

議案第100号資料

NEW

GENEO

1.0~3.5ton



クリーンテックディーゼルエンジン搭載

●国内特定特殊自動車排出ガス規制2014年基準適合



TOYOTA **L&F**

平成28年第7回日南町議会定例会

請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第1号	平成28年 11月21日	臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市鹿野町今市916番地 鳥取県農民運動連合会 会長 今本 潔	久代安敏	経済福祉常任委員会



2016年 11月 21日

日南町 議会
議長 村上正広 様

鳥取県農民運動連合会
会長 今本 潔
住所 鳥取県鳥取市鹿野町今市 916 番地
電話 0857(84)2260

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願

紹介議員

久代安敏

【請願の趣旨】

安倍内閣は、「TPP断固反対」とした自らの公約にも国会決議にも反して、私たちの命や食、暮らし、地域を脅かすだけでなく、参加各国の経済主権を踏みにじる恐れの高いTPP（環太平洋経済連携協定）の批准および関連法案を、開会中の臨時国会で強行しようとしています。

しかし、政府の、「情報開示と国民的な議論」を求めた国会決議に反した秘密主義は、民主主義にも反します。アメリカをはじめ、参加各国の承認手続きが不透明さを増すなか、批准を急ぐ理由はなく現在参加国で批准した国は一つもありません。

交渉経過を含めて情報をしっかり開示して、文字通り国会を含めた国民的議論に付すべきです。また、国会議員は自らの責任で行った国会決議を守るため、全力を挙げるべきです。

私たちは、内容の上でも、また民主主義的な手続きの上でも大きな問題を抱えているTPP協定は、今国会で批准しないことを強く求めます。

以上の趣旨から、下記の事項について政府および国会に対して意見書を提出していただきますよう請願致します。

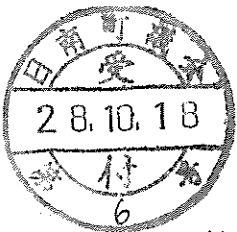
【請願事項】

- 一、TPP協定を今国会で批准しないこと。

平成28年第7回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第6号	平成28年 10月18日	日野川川底の砂撤去・葦刈り等についての要望	別紙写し のとおり	多里まちづくり推進協議会 会長 榎尾 稔正 湯河自治会長 榎尾 稔正 多里自治会長 浜田 邦夫 萩原自治会長 西村 彰滋 新屋自治会長 絹谷 澄雄 上萩山自治会長 板持 一幸	経済福祉常任委員会
第7号	平成28年 10月28日	鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕 組みの実現を求める陳情書	別紙写し のとおり	発達障害家族ネット 代表 矢田貝 正夫 高次脳機能障害者家族会 会長 森田多賀枝 社会福祉法人地域でくらす会 理事長 井上 徹	経済福祉常任委員会



日南町議会 議長 村上正広 様

日野川川底の砂撤去・葦刈り等についての要望

日野川新屋地区多里神社前の川底の砂撤去・野組川合流地点
下手の砂撤去・日野川全体葦刈り・上萩山宮本繁さん宅上手
増水時対策について要望いたします。

平成 28年 10月 18日

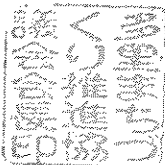
団体名 多里まちづくり推進協議会

代表者名 会 長 榎尾 稔 正

連絡先住所 日南町多里 826


多里地域振興センター


電 話 0859-84-0151





要 望 書


日南町議会
議長 村上 正広様


多里まちづくり推進協議会
会 長 榎尾稔正 

湯河 自治会長 榎尾稔正 

多里 自治会長 浜田邦夫 

萩原 自治会長 西村彰滋 

新屋 自治会長 絹谷澄雄 

上萩山自治会長 板持一幸 

(要旨)

- ①日野川多里神社前（橋から上手）の川底に溜まった砂の撤去
- ②日野川、野組川合流地点より下手絹谷鈴江さん宅敷地上手の川底に溜まった砂の撤去
- ③日野川全体の葦刈り
- ④上萩山 宮本 繁さん宅上手増水時の対処

以上のことについて鳥取県に要望しますので、早期実現のためお力添えを賜りますよう要望します。

(理由)

- ①日野川多里神社前より上手川底砂撤去について

以前、台風等の大水のときに、水位があがり危険だったため、日野川（新屋地区多里神社前）の川底に溜まった砂の撤去を要望しました。そのときは、内方藤原静子さん宅前の橋から下手の砂を撤去していただきました。

しかし、橋より上手にも大量の砂が溜まっており、大水の際には、依然として危険な状況は続いておりました。引き続き県に要望をしましたが、予算が付かないという

ことで、そのままの状況が続いております。

近年の大雨の際も大量の川底の砂や葦により水位があがり、更に危険な状況となっております。(状況写真添付)

②野組川合流地点より下手 絹谷鈴江さん宅敷地より上手川底砂撤去について

野組川合流地点より下手、絹谷鈴江さん宅敷地上手、堰の辺りも川底に砂が溜まり、大水の際にオーバーフローの原因となり、度々水田に水が入りそうになっております。

①とあわせて、早急に川底の砂撤去をお願いします。(状況写真添付)

③日野川全体の葦刈りについて

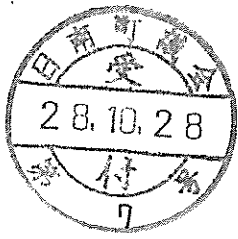
近年、日野川の葦が多く広がっておりますが、今年度は特に夏場の雨が少なかったこともあり、川全体に広がってきました。川幅が異常に狭くなり、災害の要因になることを懸念しています。また、火災時、特に夜間には水の確保に支障が出る恐れもあります。

是非、計画的な葦の撤去作業をお願いします。

④上萩山 宮本 繁さん宅上手増水時の対処について

上萩山宮本 繁さん宅は、大雨・増水時には自宅近くの川がすぐにあふれる状態になり、毎回避難を余儀なくされます。これは川幅が狭く、短時間で増水し、オーバーフロー状態になるためです。自衛消防も毎回土嚢を積んで対応しておりますが、できれば恒久的な対処をお願いします。(状況写真添付)

多里まちづくり推進協議会及び多里地域内全自治会としましては予算の確保をお願いし、早急に対処していただくよう強く要望します。



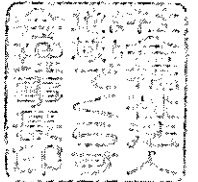
平成28年10月28日

日南町議会議長 村上正広 様

〒683-0816 米子市西倉田783番地3 電話 0859-35-5647 (香)
発達障害家族ネット 代表 矢田貝正夫

同上
高次脳機能障害者家族会 会長 森田多賀枝 (香)

同上
社会福祉法人地域でくらす会 理事長 井上 徹



鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的 に対応する仕組みの実現を求める陳情書

〔陳情趣旨〕

私たちは長い間、精神症状・2次障害・不適切な行動（以下「問題行動等」と総称する）などの対応に悩んできました。困難な「問題行動等」の特徴は「複数の問題が重複している・家族全体に支援が必要」であり、現行の縦割り支援では対処しきれません。

こうした難題に対処可能な「(仮称)総合支援センター」の開設を県西部地区の全市町村に平成27年度に要望しましたが、「県の支援が無ければ困難」との反応であり、われわれも同様の意見を持っています。「(仮称)総合支援センター」が県立県営であれば理想的ですが、西部地区の市町村・関係者が協力し、市町村単独では実現が困難なことに關して、鳥取県が全面的にバックアップする形態でも実現すればありがたいと思います。複数の問題が重複し、家族全体が崩壊するリスクのあるようなケースに対応する支援の仕組みを早く実現していただくことを切望するとともに、貴議会におかれましても鳥取県知事に次のとおりの対策を求める意見書を出していただくよう陳情します。

〔陳情事項〕

- 1、鳥取県西部に分野横断的（*1）に問題行動等（*2）に対応する相談支援機関、「(仮称)西部総合支援センター」を開設してください。
- 2、分野横断的に、相談・家庭訪問等に対応できる専門職「(仮称)在宅ケースワーカー（*3）」の配属・育成にも取り組んでください。

3、「(仮称)西部総合支援センター」から西部地区の全市町村に常駐の「(仮称)在宅ケースワーカー」を派遣できるようにして下さい。

4、「(仮称)西部総合支援センター」では「(仮称)在宅ケースワーカー」のみならず、支援人材全般の育成・レベルアップ(*4)にも取り組んでください。

5、「(仮称)西部総合支援センター」は県立県営が望ましいですが、それが困難な場合、当面は県・西部地区の市町村、関係者、要望書提出者で当該センター設立開設・運営に関する検討会を持ってください。

[陳情書の提出先] 鳥取県知事 平井 伸治

(*1) 分野横断的とは、発達障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、認知症、引きこもり、DV、虐待、生活困窮など、「分野を問わず、分野が重複しても当事者のみならず、家族全体の支援が可能な」の意味

(*2) 問題行動等とは、精神症状、2次障害、不適切な行動などの総称

(*3) 在宅ケースワーカーとは、高齢・障がい・子ども等の分野を問わず、当事者のみならず家族全体の支援を、家庭訪問を交え持続的に行う役割を担う新たな専門職

(*4) 支援人材全般のレベルアップ＝問題行動等への的確に対応できる人材は極めて少ないため、在宅ケースワーカーの育成と支援職員全体の底上げ、この2点を併せて行う必要がある。具体的には「対人援助基礎研修」「問題行動対応研修」「出前研修(事業所等へ講師が出向く)」「スーパーバイザーの派遣」など、人材個々のレベルに応じた各種研修が必要である。

添付資料 *平成27年度に西部地区全市町村に提出した共通の要望書のうち日南町へ提出分、及び、鳥取県へ提出分。